

会議録・令和5年3月8日第1回定例会（第7日目）

1. 招集の年月日 令和5年2月21日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月8日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 宇 田 雅 行
 - 2番 中 井 啓 悟
 - 3番 田 邊 ひとみ
 - 5番 新 開 晶 子
 - 6番 江 京 子
 - 7番 北 岡 泰
 - 8番 辻 井 成 人
 - 9番 山 本 章
 - 10番 瀬 田 萌
 - 11番 高 橋 浩 司
 - 12番 綿 民 和 子
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 松 本 忍
 - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 福祉ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	日置加奈子
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

9番 山本章 10番 瀬田萌

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回明和町議会定例会第7日目の会議を開会します。

なお、辻井議員から、所用のため本日の会議に遅れる旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

8番 辻井成人 議員

9番 山本章 議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「一般質問」を行います。

一般質問は、6名の方より通告されております。

許可したいと思います。

2番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「農業水利施設の老朽化対策は」「新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（2番 中井 啓悟議員 登壇）

○2番（中井 啓悟） 皆様、おはようございます。

議長より登壇許可をいただいたので、通告のとおり質問させていただきます。

本日は、町の基幹産業でもある農業において、老朽化の著しいくみ上げポンプ、用排水路、貯水池等の水利施設についての質問と、2点目として、ニュース等では耳なじみがあっても、実際町民の皆様には見えづらい新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金の活用検証と今後についての質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、農業水利施設の老朽化対策についてお聞きいたします。

全国的な統計からも出ておりますが、パイプライン化されていない水利施設は戦後の高度成長期に造られたものが多く、全体のおよそ30%において耐用年数が超えているとされており、明和町も例外ではありません。

このような中、適正な維持管理、更新をしていくための対策として、ストックマネジメント事業が挙げられるかと思えます。改めて、ストックマネジメントとは、日常管理から劣化診断をし、対策の想定、コスト試算、予防保全及び更新管理をしていくという県が主体となり進めていく事業のことと理解してお

ります。

これを踏まえ、明和町における水利施設の老朽化の実情とストックマネジメント事業の実績と効果についてお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

中井議員のほうから、農業水利施設の老朽化の実情とストックマネジメント事業の実績と効果についてご質問をいただきました。私のほうからは、町内の水利施設の現状についてご報告をさせていただきます。

明和町の耕作面積につきましては、約2,050ヘクタールあります。内訳といたしまして、田がおおむね1,630ヘクタール、畑が420ヘクタールとなっております。

水利施設につきましては、大きく分けて用水施設と排水施設があります。用水は主に水稲に利用するためのもの、また一部畑のかんがいにも利用されています。用水路には開渠のものとパイプライン化された暗渠のものがあります。排水路につきましては、田の余水を排出させ乾田化を図るとともに、生活雑排水の排出にも利用されているところです。

各施設の老朽化等の状況につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） それでは、失礼いたします。

まずは、町長が先ほどご説明させていただきました施設のうち、明和土地改良区が所管しております面積がおおむね1,350ヘクタールほどございます。残り700ヘクタールにつきましては、どこの改良区にも属していないこととなっております。

明和土地改良区、皆さんご存じやと思いますが、平成17年に旧下御糸、上御

糸、大淀、斎宮、明星の5つの土地改良区が合併してつくられた土地改良区でございます。改良区域内の水利施設におきましては、施工年度は非常にばらばらというふうな表現が適切かというふうに思いまして、一番古い下御糸土地改良区におきましては昭和45年頃から工事を実施しておりますので、おおむねもう50年以上の歳月がたってきているかというふうに考えており、老朽化が進んでいるような状況にあるかと思えます。

ストックマネジメント事業におきましては、現在、明和土地改良区が事業を実施または計画をされているところでございます。ストックマネジメント事業、議員が言われるように、過去に県営事業で整備をされました水利施設について、点検の上、機能保全計画を立てて、再度、県営事業、県が事業主体となって維持管理のために補修を実施しているものでございます。

事業の負担割合といたしましては、国が50%、明和町は半島振興法が該当しておりますので、5%の加算があり、国からは55%の補助を、県から25%の補助が出ておりまして、残り20%を町と改良区が按分させていただいているような状況でございます。

下御糸地区におきましては、平成30年度から令和3年度にかけては、ストックマネジメント事業を実施しております。事業費におきましては3億2,800万円、用水路については1万1,731メートルと揚水機30基の改修を実施しております。事業効果といたしましては、施工前には開水路のコンクリート部分が豆板のような状態で用水路からの漏水も随所で見られましたが、コーティングを行うことにより、用水の長寿命化が図れてきたものというふうに考えております。また、揚水機についても、今までは壊れたものにその都度対応してまいりましたが、全体を機能診断することにより部品等の交換を行い、用水不足の改善に寄与しているものと考えております。

しかしながら、排水路については改修に係る費用が用水路より高く、農業用とはいえ、他の排水も流入していることから排水路のストックマネジメント事業については実施しておりません。この件については、ほかの事業、町単等に

おきまして改修等は実施させていただいているのが状況でございます。

また、先ほど町長申させていただきましたように、齋宮地区におきましては用水路のパイプライン化事業を実施しておりまして用水路については、ほぼ開水路はなくなっているような状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） コーティング等を含めて修繕、補修など一定の維持管理、また更新はされているものと理解させていただくとともに、ストックマネジメントの取組についても一定程度、計画的かつ適正に機能していると判断させていただきました。

では、明和土地改良区の歴史の経緯と現状において、まだまだ整備をしていくべき箇所が多いのではと推測いたしますが、裏を返せばそれほど老朽化が広範囲にわたっており、年々増加傾向にある中、改良区の事業だけではさばき切れない状態であると理解いたします。

明和土地改良区は5地区の改良区が合併して構成されてきた経過があり、管理区域も広大で、今後の維持管理を農家賦課金と町からの現状の補助金、補助額で事業運営を進めていくのは厳しくなっていくことは明らかです。改良区への補助金額の計画的な見直し等の考えはあるのか、また今後の取組をどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、明和土地改良区の補助金の計画的な見直しと今後の取組についてを答弁させていただきたいと思っております。

先ほど議員も申されましたように、5つの土地改良区が平成17年度に合併いたしましたして、現在の明和土地改良区ができたような状況でございます。

当時、5つの改良区賦課金がばらばらであったということの中で、上がるところもあれば下がる場所もあるということの中で一定金額1,200円というこ

とで賦課金を徴収させていただくということの中で、実際1,500円程度ないと明和土地改良区が運営はできないということになった。その差額を人件費補助ということの中で町が補助をさせていただこうということで、400万円の補助を当該させていただいたような状況がございます。

それから、各工区、今言われた5つの工区が事業実施を図る際に、町が半分、改良区が半分、その改良区が半分のまた半分为工区が出すというふうな取決めございまして、その工区自体のお金がなくなってきたような状況もございまして、その工区に20万円ずつ町として5工区に補助をさせていただいて、100万円の補助を実施させていただいたような状況でございます。

事業につきましては、町単土地改良補助事業、こちらにつきましては明和土地改良区が実施する場合、70%の補助を実施させていただいております。また、幹線排水路におきましては、町が事業主体となって整備を実施させていただいているような状況でございます。

先ほども説明させていただきましたが、今後、ストックマネジメント事業におきましては、特に排水路において事業を実施させていただく場合においては、一般の生活雑排水も混入しているところから、用水路と同様の折半というのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。今後の状況を鑑みながら改良区と協議を重ね、補助について見直しを検討していきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 前向きな見直しを検討していただけると理解いたしましたので、よろしくお願いたします。

一般的に農業所得増の対策に向かいがちですが、効率的なストックマネジメント事業などでかかる費用を抑えていくことも重要であると考えます。同時にコストバランスの比較など効率的な機能維持対策だけではなく、更新時には以

前よりもプラス価値を生み出していくこともストックマネジメントを含めた取組の範疇とされておりますので、改良区と強固な協力体制を築くことを前提に、今後はより町からの提案等のアプローチをしていくべきかと考えます。

まだまだ町内には未圃場整備エリアの水路整備や用排水を阻害する構築物や草木、土砂などの障害物除去、また大淀、下御糸地域沿岸付近を主とする湛水のたまっている流れの悪い水路の実質放置など、改良区管理区域外施設の整備も含めた今後の取組や実施中の計画などあればお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、議員申されますように、改良区の区域外、先ほど申させていただきましたように700ヘクタールほどあろうかというふうに考えております。

ご存じかも知れませんが、小藪と前野のところに北河原の土地改良区というのが昔ございました。また、川尻には浦山土地改良区という土地改良区も昔はございました。既に改良区は解散されておまして、町が施設の譲渡を受けさせていただいたような状況でございます。

また、西行部、東行部におきましては、昔ございました笹笛川沿岸排水土地改良区の事業におきまして、水利施設が整備された経過がございます。

また、新茶屋地区、坂本地区におきましては、昔、一反もしくは一反北中、1,500平米程度の小さな圃場整備ということの中で整備をされている。ただ、もうこちらにつきましても、現在、土地改良区というのは存在していないような状況でございます。

このような土地改良区に属していない地域の用水路、排水路についてはどのように修理を行っていくか、こちらについては町が事業主体となって事業を実施していかなければならないと考えております。老朽化が進んでいる施設も多く、地元との協議を進める中で、地元の負担、これはどうしても負担をしていただかなければならないものと考えておりますので、これも含め、また町の農業政策の取組に影響していくこともございますので、今後の大きな課題になっ

てくるものかなというふうに考えております。

また、議員が言われますように、海岸地域を中心に課題となっている排水路があるということは町としても把握させていただいております。特に明和土地改良区から要望ということの中で、下御糸沖の排水路については多く要望をいただいております。そのような中で現在、明和土地改良区が管理されております幹線排水路、今後の管理について協議を進めているところでございますが、今年におきましては明星の幹線排水路、また斎宮の幹線排水路につきましても令和4年度から町のほうで整備を進めさせていただいているような状況でございます。

今後、明和土地改良区におかれましては、上御糸地区、大淀地区におきましてストックマネジメント事業を実施していく予定というふうに聞いております。ただ、地元の負担が大きいというこちらが一つの課題となっております。議員の言われるように、効率的な機能維持対策だけではなく、よりコストバランスに取れたような取組をするためにも、今後も改良区と協力体制をさらに強化していかなければならないと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 現在、進行中である明星、斎宮の両幹線排水路整備を継続していただき、かつ可能な限り整備の拡大も併せてお願いいたします。

水利施設について最後の質問になりますが、町を取組姿勢として時事的かつ典型的な一例を用いてお聞きいたします。

モニターよろしくお願いたします。

この場所はささふえ保育所から佐田南、行部自治会に続く道路沿いにある、先ほど答弁で申し上げておりました旧笹笛沿岸排水土地改良区の区域で、現改良区の区域対象外である水路の一部写真でございます。このように老朽化した柵板がずれ、隣接する田は水を入れても抜けていくことが想定されます。

これも右側の写真は支柱がちょっと浮いておる状態です。

引水時期になりますと、農家の方は夜中でも見回り管理をするほど水を貴重にされているというのはご存じのことと思いますが、この状態であることは何年も前から把握されているはずですが、また、柵板が崩れれば、隣接する道路の破損にもつながりかねません。

整備に向け進めていただいているとのことを聞いておりますが、後々のコストを考えると、一部ではなく継続した全体的な改修を行うべきと考えますが、どのような整備を進めていかれるのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

議員が言われておりますこの写真の箇所でございますが、こちらにつきましては、昭和56年ぐらいのときに土地改良総合整備事業という事業の中で整備をさせていただいたところやというふうに思っております。こちらから山沿いは明和土地改良区のほうへ一部編入されておりますが、この排水路につきましては改良区域外ということの中でそういう農業施設であろうかというふうに考えております。

こちらにつきましては、議員申されますように、田の所有者、また営農者の方々から水漏れ等の相談を何回かいただいているような状況でございます。今までは部分的に補修を実施させていただきまして、営農に支障のないようというふうな中で改良させていただいたように考えております。

このような排水路でございますが、もし事業を実施していくに当たりましては、先ほど申させていただきましたように、やはり町が事業主体となって実施させていただかなければならないというふうに考えております。ただ、今回の地域、土地改良区域外で田の所有者が地元の方とは限りません。地元だけでなく、全ての田の所有者を含めた属地的な考え方の中で協議を進めていく必要があるかなというふうに考えております。

抜本的な解決には、来年から地域営農計画というのをつくって、ここの農業

をどうしていくかということを考えていかなければならないというふうに考えております。営農の立場的なことも踏まえた中で、地元の自治会さん、また水利組合さん、そちらと協議を進めさせていただく中で対応策を検討していきたいというふうに考えておるような次第でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 今おっしゃられるとおり、所有、管理ともに町内の方だけではないと思いますが、ご指摘させていただいている老朽化したプレハブ水路の水漏れは、部分修繕をしても徐々に漸次的に広がっていくものと思います。計画策定を進めていただけるということなので、ぜひ地権者や地元自治会、関係機関と問題解決に向けた取組をお願いいたします。

このような箇所は町内至るところに存在し、また近年では社会情勢による農業資材や肥料の高騰に加え、米価の下落といった厳しい状態が続いております。これらを踏まえ、水利施設だけにとどまらず、通告にはないんですけれども、農道の修繕や改修など全体的に計画的な維持管理を含め、町と改良区、そして農家の方々とのさらなる連携強化が必要だと考えます。

今後は地震等の大災害も想定され、突発的な事故を最小で抑えるため、ライフサイクルバランスを低減していくことを視野に、適正かつ効果的な水利施設の維持管理と更新に取り組んでいただくよう要望して、次の質問をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお聞きいたします。

国は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大により影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地域の実情に応じきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、全国の自治体に向け、令和2年度より第1弾から第5弾まで総額4兆5,000億円の交付がなされてきました。

明和町においても、この交付金から主な事業として、商品券や小中学校へのタブレット配布、また町内事業者や農漁業者への支援等、様々な事業が展開されてきましたが、町民の皆様に見えにくい部分があるかと思えます。

ここに来て交付金趣旨と関係性が疑わしいコロナにこじつけた事業であったり、また本来自治体が責任を持ってすべき事業までこの交付金を利用している自治体が見られるとのことで、岸田総理をはじめ担当大臣からも、国と地方において、国民に検証の説明責任をしていくと発言されております。その一例を申し上げますと、観光用の巨大なイカのモニュメントや高級な公用車の購入費用まで、この交付金で出している自治体があるとのことです。

趣旨から少しずれているのではないかと声もある中、明和町において交付金事業第1弾の案を提示された令和2年12月の全員協議会の中で、斎宮跡観光施設のトイレを和式から洋式にする案が提示されました。これに対し観光客に来ていただくことも大切ですが、現在困っている町民の方を優先支援すべき、もしするのであれば町民の皆様が利用できる庁舎内の和式トイレなどから改修すべきではと提案させていただきましたが、町にお越しいただいた観光客の安全のため、将来を見据えた事業提案であるとの回答でした。

当時以降、このような事業に一定の理解をし、議会では賛成をしてきました。しかし、ここに来て改めてこのような事業に疑問を持つべきとの思いから単刀直入にお聞きいたしますが、これまで実施されてきた事業において、新型コロナウイルスにこじつけた事業であったり、恣意的かつ意図的に交付金の趣旨に添うように後づけした事業をしていないか、お聞きいたします。

また、これまでに完了もしくは実施中事業の内容と、交付金趣旨との整合性はどうかとも併せてお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度から始まり、令和2年度で約3億8,100万円、令和3年度は約1億5,800万円、令和4年度は3

億1,400万円と、これまでで合わせて8億5,300万円を様々な事業で活用しております。

交付金開始の当初は直接的な感染症予防対策経費やテレワークなどの対策が事業案として例示され、全国の自治体において事業を検討いたしまして、国に実施計画を提出し、承認された事業を実施してまいりました。

一方、議員からもありましたように、全国的には拡大解釈などによりコロナウイルス対策としてふさわしいか疑問の残る事業も新聞紙上等でも報道され、町といたしましても庁内で事業の企画、検討する中で疑わしい事案等がないか留意しながら事業を進めてまいりました。

また、この交付金の内容も変化しつつありまして、本年度は燃料価格高騰や物価高騰対策に比重が置かれたことなどからも、町の事業もその交付金の趣旨に併せて検討しております。

事業完了後には、実施状況及び効果検証といたしまして各事業ごとに効果検証を実施して国に報告しており、現在、事業実施中のものも新年度に一括して検証を行う予定となっております。事業申請時にも交付金趣旨に合っているか、国にも確認しておりますが、交付金の趣旨から逸脱することのないよう、現在実施中のものも含めまして引き続き確認していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 国に報告確認しているとのことですが、現段階において実施済み、また実施中の事業の中でどのような経過を経てその事業に至ったのかという考え方を一部かいつまんで所管課ごとにお聞きいたします。

モニター、よろしく願いいたします。少し長くなりますが、細かくなつてすみません。

初めに、総務防災課にお聞きいたします。

斎宮跡・文化観光課の所管ですが、公益便益施設環境整備事業として、事業

費285万8,900円で史跡齋宮跡公園内のトイレを和式から洋式にするとのことで、観光客が利用された際に飛沫を抑制し、感染防止につなげるといったものになるとのお考えかと思えます。これについては質問の冒頭にも触れさせていただきましたが、トイレを改修するのであれば、観光客の安全も大切ですが、まずは町民の方の安全を優先し、利用頻度の高い役場庁舎トイレなどの改修をすべきであったと考えますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、齋宮跡・文化観光課にお聞きいたします。続けていきます。表は上から順にお聞きしますので。

ワーケーション等環境整備事業として、事業費246万3,000円で町営キャンプ場のバンガローにテレワークができる環境を整備するとのことで、既に事業が完了しております。この効果検証として、ワーケーション整備により新しい生活様式に向けた取組を行ったとのことで、働き方の新しい生活スタイルという意味合いだと理解いたしますが、こちらも町民の方にはメリットがないように感じます。単純にキャンプ場を利用される観光客のワーケーション利便性向上のために、Wi-Fi環境整備をしたということではないでしょうか。改めてこの検証結果と現時点での効果はどれほどなのか、お聞きいたします。

また、第5弾の観光施設環境整備事業として、事業費約1,200万円で観光施設の空調改修とキャッシュレス決済導入とのことで、現在事業が実施中であり、このコロナ交付金事業趣旨に沿う空調改修というものは、特殊な機器であったり、フィルターが必要だと聞いております。既設同等機器との金額差及びフィルター交換のランニングコストは今後どれほど必要なのか、またこれらをどのような経過と考えの下、決定されたのか、お聞きいたします。

次に、生活環境課にお聞きいたします。

人権啓発事業として、事業費36万8,000円で新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷に対し公用車や町民バスにステッカーを貼り、啓発をした。この効果の検証結果として誹謗中傷、風評被害がなくなったとありますが、具体的にどこまでの範囲を対象にそう言えるのか、本当になくなったのか、お聞きいたし

ます。

また、現在も実施中のコミュニティセンター等空調機能向上事業として、事業費585万円でコミュニティセンター等クラスター回避のため、換気の悪い密閉空間の改善として空調及び換気機能改善を図るとのことで、実施状況及び効果検証としてコミュニティセンター2館の事業が完了し、令和3年度に避難所指定を行い、今後、災害時も活用していくとなっております。これについては町民の方のための災害対策という面からもぜひ進めてほしい事業ですが、こちら事業開始が令和3年4月1日で同年度に避難所指定をしたということは、避難所指定が同時かそれ以降となります。コロナ交付金で空調設備をするためのコロナにこじつけた後づけ指定ではないのか、これについてご答弁をお願いいたします。

あわせて、先ほど斎宮跡・文化観光課でも聞かせていただきましたが、空調設備に係る特殊フィルター等があるのであれば、そのコストはコミュニティセンターと役場のどちらが持つのか、各コミセンとお話をされているのかをお聞かせください。

最後に、教育課にお聞きいたします。

避難所施設放送設備改修事業として、事業費1,110万円で避難指定所である中央公民館において、有事の際に3密対策を取り、避難者への連絡、また火災警報と避難誘導をするための放送設備を改修するとのことで3密対策を行うことができたとの検証結果があります。これについても必要な事業と考えますが、以前から放送設備については不具合があった経過があり、火災警報器においても不具合もしくは故障があった、じゃ、この際にこの交付金でという後づけではないかと感じますが、この判断に至ったお考えをお伺いいたします。

以上、ちょっと長かったです、よろしくお願いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） コロナ交付金事業で、役場庁舎のトイレの洋式化の改修を行わなかった理由としましては、庁舎への来庁者は多いものの、他の

公共施設と比べ滞在時間としては短く、トイレの使用頻度が少ないと判断し、観光施設等の他の公共施設のトイレの改修を優先をさせていただきました。

なお、庁舎の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、非接触型のワンハンドペーパーホルダー（カタテコ）を寄附頂いた分と不足分は購入をして設置したほか、各トイレの内外への手指消毒液の設置により感染症予防対策を図らせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、コミュニティセンターの避難所の指定について、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延した令和2年4月以降、国から避難所における新型コロナウイルスの感染防止を目的に避難所の増設など、分散避難の方針が打ち出されました。これを受けまして町においても、感染症対策を講じた避難スペースの確保など避難所の運営の見直しを進めてまいりました。そのような中、避難所数の不足が懸念されたことから、令和3年度にコミュニティセンター5か所とふるさと会館を新たに指定避難所として指定をさせていただいたところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） まず、議員仰せのとおり、町営キャンプ場のワーケーション等環境整備については新しい生活様式に対応するためのもので、臨時交付金の活用事例として国が示した事業となっております。

そして、町営キャンプ場におけるワーケーションの検証結果ですが、当キャンプ場では、ワーケーションプランというのを設けております。本年度におけるこの1月末までの利用者数は63人で、一定の効果があったと考えております。ただ、利用された方については全て町外の方であったため、これからは町民の方にもご利用していただけるよう情報発信をし、利用促進に努めてまいりたいと思います。

次に、観光施設環境整備事業でこのたび整備した空調機器については、整備前のものと同様機器ですので、金額の差というのは空気清浄機のユニットの分

となります。1台につき約20万円で、いつき茶屋4台分、あざふるさと2台分で合計6台分、約120万円となっております。

フィルター交換につきましては、通年使用するといたしまして約1年間で交換が必要となります。フィルターのランニングコストは1台当たり約2万円です。なので、全部で6台分、合計で12万円ほどかかることになります。

今回の空調整備につきましては、コロナ禍であっても皆様に安心して各施設にお越しいただくことができるようにということで、空気清浄機付のものを整備させていただいております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 私からは、人権啓発事業におけるステッカーの作成について答弁申し上げます。

一昨年度の7月にSNS上における差別事象が発生をいたしました。この新型コロナウイルス関連をきっかけといたしました内容であったため、交付金を活用して公用車等、人権啓発のステッカーを貼り、町民の皆様の人権尊重の周知をし、現在も継続しております。

人権問題の解決に向けた啓発につきましては、継続をすることが大切であると考えておりました。またSNS上での監視も定期的に行っているところでございます。

なお、県の人権センターにおいても同様にSNS上では監視をしております。いずれも現在のところ差別事象に該当する案件は発生していない状況でございます。

今後も、SNS上の監視のみならず、効果的な啓発を研究していきたいと考えております。

続きまして、コミュニティセンター等の空調機の向上事業に関するものでございますけれども、今回のコミュニティセンターにおける空調機の改修につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となる社会的な環境の整備の中で、3密対策を実施したより快適な空間の創造といった

メニューに該当しておりまして、国から空調の改修の申請が認められたため、整備を実施したものでございます。

交付金の活用の対象となったこの要因につきましては、コロナ対策の一つである十分な換気が挙げられます。センターの各部屋の利用時に換気のために窓を開けておりますけれども、新しい機器は古くなった機器よりも効率よく設定温度まで機能するほか省エネの性能も向上しておりまして、これらの機器を更新することによってコロナ対策のみならず、省エネ対策の両方に効果があると考えております。

なお、この空調の改修につきましては、特殊フィルター等を必要とするものではありませんので、通常のアパート機器であることから、定期的な清掃等といった維持管理は各館でお願いしているものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 避難所施設放送設備改修事業について答弁をさせていただきます。

この事業は、災害時の指定避難所であります中央公民館の放送設備改修事業として大集会場の放送設備の改修を行ったものです。大集会場は会場内に多数の人員を収容できる施設として、公民館講座や町民文化祭での芸能大会、カラオケ大会の利用をはじめ各種講演会やイベント、式典など多くの行事に利用されております。また、災害時においては指定避難所として活用されています。しかしながら、同施設の放送設備は老朽化等により不具合が発生していたため、改修工事を計画しておりましたところ、地方創生臨時交付金が活用できるということでこういう工事実施の貴重な財源として申請をし、採択されたものでございます。

大集会場は収容できる面積が広く、避難者が十分な間隔を空けて入ることが可能で、3密対策をしっかりと行うことができます。災害時の避難所として利用頻度の高い同施設の放送設備を改修することで、避難者の誘導やお知らせ、案内等がスムーズにできるよう事業を行ったものでございます。放送設備の改修

は、通常時は公民館活動における利用が主ではありますが、災害時の避難所整備、コロナ対策として効果があり、当該交付金を活用できたことで町の財政負担の軽減を図ることもできたと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） すみません、各課からそれぞれご答弁をいただきました。

まず、モニター資料の上からになりますが、総務防災課については、来庁者は滞在時間が短いから、また少ないから、観光施設のほうをとという内容だったかと思えます。私の質問として、当時はコロナ禍真ただ中であり、将来に向けた観光整備も大切ですが、まずは町民の皆様の安全を考えた事業を優先していただけないかという意図のお願いでした。利用頻度の大小ではなく、町民第一の事業推進をお願いしたことであり、町民の皆様が利用する施設を優先すべきでしたという旨の回答を期待しておりましたが、いまだこの質問の趣旨をご理解いただけていないようで私の力不足を痛感しております。

次に、斎宮跡・文化観光課につきまして、キャンプ場Wi-Fi整備ワークショップの利用件数をお答えいただきました。町民の方の利用がなかったようですが、町内でもテレワークをされている方はおられたはずですが、地元地域住民が知らない、理解していないような事業で、観光の成果が期待でき、持続するとは思えません。町の業務においても、コロナ禍のDXの取組からテレワークを進めていく方向性であったはずなので、自らその姿勢を示し、キャンプ場の利活用を実践していくことも必要であったと思えます。

また、観光施設の空調整備事業では、年間6台のフィルター交換が1台2万で12万円かかるとのことですが、何でも使える交付金だから壊れていたエアコン修理ができるというような見切り発車的な判断ではなく、年12万円のコストが後々重くのしかかってくることはないという綿密なお考えの下での判断だと思います。財政面での質問ではないので、これ以上は聞きませんが、少し不安

が残ります。

生活環境課の人権啓発事業については、SNS上での差別事象のみを捉えた答弁内容だったかと思えます。この事業の効果検証において、誹謗中傷、風評被害がなくなったとなっておりましたので、質問させていただきましたが、確実に言えることとして、少なくとも一般的な誹謗中傷はなくなっておりません。

また、コミュニティセンターの避難所指定時期について、総務防災課からお答えいただきましたが、交付金事業に関係なく令和2年4月から方針が出て、指定を進めていた旨のお答えでした。では、なぜ令和2年度に指定をせず、事業報告のあった令和2年12月以降の令和3年度に指定したのか、経過が不自然で後づけではないのかと感じる部分があります。

続けて、教育課の中央公民館の放送施設についてお答えいただきましたが、災害時の避難所としての必要性から老朽化に伴う不具合や故障のあった設備改修であったと理解させていただきました。これらの事業も必要であり、改修するべきものであると思えます。

コミセン、中央公民館ともに特に地震等災害時の避難者のための事業であったとのことですが、幸いにも現在このような自然災害は発生しておりません。私としては、そもそもコロナ自体が災害であると捉えています。この観点から、被災している方が既におり、どこに相談していいか分からない状況であった、また今もそのような方がいるのではと考えております。声を挙げられず困っている方がいるのを把握はされていたはずで、結果として財政負担軽減の措置を優先したものと私自身は捉えざるを得ません。

各課から答弁をいただきましたが、これまで故障や不具合があり、なかなかお金を回せないような箇所に対し、このコロナ交付金を投入する事業全てを否定するものではないですし、早期改修などが必要であった部分もあります。本来であれば、健全な財政運営計画の下、進めていくべき事業にコロナ交付金をこじつけ、充てているような姿勢があることに疑問と不安を感じるのと同時に、将来に向かって計画的な財政運営を進めていけるのか、不安を感じます。

何度も繰り返しますが、私の質問の趣旨として、観光客のための事業や抽象的なソフト事業も大切ですが、その前に優先すべきはコロナの影響を受け困っている町民の方や町内事業者に向けた支援を手厚くしていくべきであると思っているからです。本来あるべき町民第一との考え方とはベクトルが違っていると思いますが、ご答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） これまでの臨時交付金事業につきましては、先ほどもありましたけれども、令和2年度では、事業継続や雇用維持、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に重点が置かれております。令和3年度では、感染症の対応や事業継続のほか、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた事業に交付金を活用することが示されております。そして、令和4年度では、生活者支援や事業者支援として、エネルギー、食料品等の物価高騰対策や農林水産業における物価高騰対策、地域公共交通や地域観光事業等に対する支援が推奨メニューとして示されるなど、開始3年間で大きく変化しております。

先ほどご質問いただいた観光客のための事業などはアフターコロナ対策として位置づけた事業が多くありますが、現在では町内事業者の皆さんに向けた支援が重要となっておる状況でございます。

このようにコロナウイルス対策全体の状況も変化しつつある中で、国や県が直接支援する事業も多くあり、そういった取組状況も勘案しながら町として独自対策に取り組んでまいりました。町民の皆さんに向けては、水道料金の減免や三度にわたる商品券配布事業、あるいは新生児特別給付金事業などを実施したほか、事業者向けには農業者の収入保険加入支援や米価補填、水産業に対する燃料支援や施設園芸等の燃油高騰対策など様々な事業に取り組んでまいりました。コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の趣旨に基づき、様々な政策を総合的に勘案して事業を設定しており、効果的に交付金を活用することで、厳しい財政状況の中でも必要な事業を効果的に実施していきたいと考えて

おるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 先ほどいただいた答弁では、時間経過とともにコロナ交付金の趣旨が徐々に変化してきたかのような受け止めが私自身できるんですけども、原則としてこのコロナ交付金は時間経過を問わず、感染拡大防止及び地域経済や住民生活の支援が柱です。今になって、これも先ほど言われたと思うんですけども、町民の皆様へ、町内事業者さんへの支援が重要になってきたとのことですが、以前も今もこれからも主役は町民の皆様ということに変わりはありません。

また、これまで住民の方には国や県の支援があった、商品券を3回配布した、水道代を減免した、だから十分ということでもありません。町と町民との意識の違いが現れている証拠ではないでしょうか。

先月2月28日に、国の2023年度予算委員会において、与党などの賛成多数で予算案が可決され衆議院を通過いたしました。案の中には新型コロナウイルス禍や物価高騰、ウクライナ情勢に機動的に対応するため、今年度と同額である5兆円の予備費が計上されました。

これを踏まえ、今後これまでと類似するような交付金決定がなされた場合、現段階でどのような事業をお考えなのか、町民第一を前提にした事業選択を要望いたしますが、優先順位等どのような姿勢で取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 先ほど議員からもありましたように、今後仮にですが、例えば臨時交付金が設定された場合の町の姿勢と考え方でございますが、先ほどの答弁と重複する点もございますけれども、まずその交付金の国の考え方に基づき検討することとなります。これまでの交付金のよう

わゆる通常分として、例えば事業者支援や生活者支援、また原油価格・物価高騰対策分、あるいは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援など指定があればそれぞれの使途に併せた事業内容を設定することになります。

議員おっしゃられました町民第一の視点も含めまして、交付金が設定された場合には、町としてどのような施策が効果的なのか、この交付金の趣旨も踏まえる中で詳細を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 今、答弁の冒頭にありましたけれども、仮にではなく、ぜひコロナ交付金に限らず、全ての事業において町民第一の視点でお願いいたします。

コロナ交付金の目的は、コロナの影響で困っている地元経済や住民への支援というのが第一の趣旨です。これらを鑑み中、コロナ交付金で実施された給食費や水道料金の支援の延長や公共及び教育施設のトイレ等の施設改修、また役場のごみ置き場もあの状態であるのに、改修もできたはずです。また、事業者に向けては、商工会が県の窓口となった空気清浄機器導入補助事業の評判がよかったとのこと、あわせて町内飲食店の感染防止対策備品等の追加支援などもできたはずです。

町長は今年度の施政方針において、事業の必要性、費用対効果、優先順位を慎重に精査し、徹底した事業の選択をしていく、また新型コロナウイルス感染症対策も対応が変わりつつあるものの、注視していかなければならないと述べられております。もちろん私自身も町民の皆様から付託を受けたチェック機関の一員として責任を持ち、住民の皆様の状況理解と把握をして、もっと議論を深めるべきだったと反省しております。

また、国も国民への説明責任を果たしていくとのことですので、明和町としても町民の皆様に理解を得るべく、果たすべき責任として今後の検証結果と予

測効果を適宜委員会等で報告していただくことを要望するとともに、今後交付金があった際には町民の皆様、特に生活への影響が大きい方への支援を最優先した事業選択がなされることを改めてお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

質問者が交替いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

13番 下井 清史 議員

○議長（奥山 幸洋） 2番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「公益性のある自治会運営に向けて」「今後の観光施策を問う」の2点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（13番 下井 清史議員 登壇）

○13番（下井 清史） 議長より登壇の許可が下りましたので、通告に従い、質問させていただきます。

本日は、公益性のある自治会運営に向け、現状における課題及びごみについて、次に観光施策の連携の今後について、大きく2点の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では最初に、公益性のある自治会運営に向けた現状と課題について質問をいたします。

近年発生している大規模災害等において、住民同士の連携や助け合いにより尊い命が救われたという事例が多くあり、以前より自治会の在り方が重要視されてきております。その反面、DX等情報化社会における日常生活の利便性向

上は核家族化を急増させ、地域社会生活の必要性を低下させているとも言われており、改めて住居世帯単位として組織されている自治会の意味と役割が問われております。このような状況の中、子育て世代及び高齢化により活動できない方々の自治会離れ、これに伴い減少していく自治会員、同時に発生する現自治会員への活動負担などがあり、従来どおりの運営を見直す転換期を迎えているものと考えられます。

地方分権の下、自治体と地域自治会の連携がさらに重要視されてきておりますが、町が求める自治会の在り方、また目指す関係性はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 下井清史議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 町が求める自治会の在り方、また目指す関係性につきましてご質問いただきました。

自治会を取り巻く環境は大きく変化してきており、少子高齢化や核家族化の流れ、また自治会活動では催しや祭りなどの集まりが少なくなってきました。こうした状況から、地域では住民のつながりの希薄化が進み、昔なら当然のように加入していた自治会も若年層のみならず、自治会離れが起こってきている状況にあらうかと思っております。これらの要因には、役員の成り手が少ない、それから高齢化により活動に支障が出ている、行事、活動等の参加が少ない等の課題も上がってきているところであります。

自治会とは、町または区域その他の市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる任意団体ですが、特に行政にとっては、災害時や地域で何らかのことで困っている方への共助など自治会や地域住民の協力抜きにしては協働のまちづくりは成り立たないものと考えています。

自治会が抱える課題解決のためには、有効と思われる取組を提案したり、行政と協働して地域課題の解決に当たったりするといった仕組みづくりが必要だ

と感じているところです。そこで、今回の委員会等で報告をさせていただきましたが、自治会等での地域の活動を奨励するため、明和町自治会等活動奨励金支給要綱を整備し、令和5年度の取組に対し令和6年度に奨励金を支給したいと考えています。防災・防犯活動、福祉活動、環境美化活動の3つの分野に分かれており、例えば草刈りや溝掃除の環境美化活動や高齢者の見守り、子どもの見守りなどの福祉活動や防犯活動を奨励するため、お礼の意味で支給をしたいと考えているところでもあります。上限は3万円ですが、自治会活動の足しに少しでもなればと思っているところでもあります。

町といたしましては、こうした支援のみならず、相談にも応じながら自治会活動が維持発展できるように取り組んでいきたいと考えているところでもありますし、共に協働しながらまちづくりを進めていく関係性を今後も築いていきたいと考えているところでもあります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 新たな奨励金については、自治会の活性化に向けた方法の一つとして賛成し、理解いたしますが、資金支援だけが画期的かつ解決に向けた対策になるとは考えにくく、また自治会は任意の団体だからといって町が放任したり、静観しているかのように捉えかねられることもあります。

活性化というものは活動であり、活動には自治会員の人数が必要不可欠となってまいります。高齢者世帯を対象に自治会加入を進めるのは難しく、可能性として考えられるのは若年層、現役世代の加入となってきます。この世代から意見を聞く中で入らない、入りたくない要因として、自治会の会議や現状の活動等に出席できない、会議で意見が取り入れられない、旧態依然の自治会体制を変えない、自治会とは関係のない作業が多いなど様々でした。多様な意見と同様に自治会規模の大小を問わず、自治会費や役員報酬が様々で、配布物が多いなどの課題もあり、任意団体とはいえ、一定程度、町が目を見守る方向

性もあるかと思えます。

兵庫県明石市では、町内会・自治会に向けてガイドブックがホームページ上に上がり、運営の目安を記しております。滋賀県東近江市でも、自治会運営支援、自治会丸ごと支援メニューとして自治体自らが汗をかき、各自治会と向き合った事業を展開しております。今後このような地域自治会コミュニティーの活性化に向けたソフト事業も前向きに展開していただくことを要望し、次の質問に移ります。

次に、自治会が管理するごみ集積所の公益的な利用についてお伺いいたします。

多くの自治会がこの問題には直面していると思えますが、自治会に設置されている集積所は、当該自治会がこの管理や当番、ルールの呼びかけなどの役割を果たしております。しかし、近年では共働きで時間が取れない。また、高齢のため役割を果たせないなどの理由で自治会に加入しない、もしくは脱会する方と自治会との間でごみ集積所利用におけるトラブルになってしまうことが少なくありません。自治会によっては、未加入者でも利用料を支払うことで集積所の利用ができるようになっておりますが、その金額は一定ではなく、まちまちです。あくまで自治会は地域の任意団体であるので、行政からの指示はできませんが、指導という面においては可能だと思います。これについて町としての捉え方、また今後の課題点などがあればお聞かせいただくとともに、いつそのこと町内の自治会管理集積所を全て買い取り、これに伴い、自治会補助金の一定程度の減額、あわせて、町税の微増をして、町が一括管理していくということも将来的な取組として視野に入れていくべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 下井清史議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいま議員さんから町内の自治会管理ごみ集積所のご質問をいただきましたけれども、この各自治会の集積所につきましては、以前から自治会自身が集積所の場所を決めて、ごみの排出量などを予測し

ていただいた上で面積等を決めて、各自治会で設置をして、管理をいただいているところでございます。

自治会によりましては、これまでの経過や様々な事情もあろうかと思われますけれども、よほどの状況の変化がない限り、これからも各自治会での集積場の設置や管理を継続をしていただくことが地域における自治会活動の維持につながっていくと思います。

また、行政においては人手やコスト面が大変かかることもありまして、町としては一括管理をするのは難しいと考えております。

なお、本年度に自治会未加入者の集積所等の利用についてのアンケートを実施いたしました。その中では、自治会の未加入者に対しましては、掃除当番や自治会費を納めていない関係上、ごみ集積場を使用させていない自治会が8つございました。また、自治会の未加入者には、利用料を払っていただき、ごみ集積所を利用させている自治会も8つございましたほか、未加入者に対してはごみ集積場の利用について何らかの決まりをつくる自治会は1つございました。今後増え続ける自治会の未加入者のごみの問題につきましては、何らかの形でアンケートを反映し、自治会にも働きかけを行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 町での一括管理はできないと理解させていただきました。

町として、ここ最近ではSDGsに向けた取組に積極的かつ日頃から分別啓発もしっかりしていますとのことですので、集積場の管理はそれほど手間取るものではなく、収集時に清掃等を行えば、ある程度の状態を保てると思います。コストがそれほど必要になるとも思えません。一般廃棄物の処理責任として考える余地は十分にあると思うと同時に、先ほども指摘させていただいたように、任意団体である自治会集積場のことだからと無責任になっているような姿勢に

も捉えかねられません。将来的には全ての一般廃棄物を民間委託していくことも考えられる中、その場合には私が今提案させていただいていることも一考していただくようお願いいたします。

次に移ります。

次に、粗大ごみの収集と活用についてお聞きいたします。現在、明和町で行われている粗大ごみの収集は、行政指定業者が自宅まで回収に来てくれる個別回収と伊勢広域への持ち込み処分の2つの方法があります。どちらも10キロごと税別130円の処分費が必要で、個別回収については、処分費プラス回収費となります。回収された粗大ごみのうち、可能なものは伊勢広域にてリサイクルされ、再利用できるものは、伊勢リサイクルプラザにおいて、もったいないフェアでリユース品の販売、また啓発活動としてもったいない教室なども行われております。粗大ごみの中にはまだまだ使えるものが多く、その再利用価値を改めて見直す自治体が様々な取組を進めており、加えて粗大ごみを出す手間や時間の軽減を図る事例も増えてきているようです。

横浜市では、画像認識AIとチャットボットを連動したシステムを導入し、市民が粗大ごみの写真を送るだけでごみの種類と処分手数料がすぐに確認でき、市民のサービス向上、あわせて、オペレーターの対応負荷軽減を実現しております。これについては人口差もあり、明和町において予算面やコストパフォーマンス的に向いているとは思いませんが、あまり前向きな取組姿勢が見られない明和町としては見習うべき考え方であると感じます。

また、福岡市では、行政公式LINEで、福岡粗大ごみ受付という粗大ごみの収集受付チャットボットを運用し、電話やウェブ上で受付をするよりも短時間で申し込むことができるようです。これについては明和町でも可能ではないかと思いますが、重ねて、最近では多数の自治体がリユース可能な粗大ごみをメルカリショップで販売しており、リデュース、リユースの優先的な実践を推奨するなどして、ごみに対する施策を展開しております。明和町としてもぜひこのような取組を実践していただきたいのですが、そのお考えと新たな町独自

の取組へのお考えがあればお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 下井清史議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいまご質問の中で粗大ごみの収集に関して、チャットボットの活用等もごございますので、ご説明申し上げます。

まず、このチャットボットとは、あらかじめ想定される質問や回答を行政で入力をして、職員に代わってコンピューターが住民からの質問に自動的に回答するプログラムでございます。なお、当町においても、住民等からの質問に答えられるチャットボットの導入は現在も進んでいるところでございます。このチャットボットでは、あくまでもご質問による回答のみとなりますけれども、利用方法やコスト面などを考慮する中、将来的にはチャットボットに加え、A I と連携し、各種ごみの申請等につなげていければ、住民及び行政の負担軽減にも効果があるのではないかと考えております。

この粗大ごみの収集につきましては、現在は明和町の清掃センター職員が収集をしております。この粗大ごみの中でもリユース可能な粗大ごみは、議員さんのおっしゃるとおり、現在伊勢広域環境組合のリサイクルプラザにおいて、もったいないフェアの開催時に販売をしております。伊勢広域管内の担当者会議においても、現況からさらに進んで、メルカリショップで販売できないかと議題に上ったこともありました。ただし、清掃工場での保管場所の確保や環境組合の協力が必要であるだけでなく、1市3町での合意形成が必要となってまいります。しかし、こういったメルカリ等で売ることによって販売収益が上げられれば、各形成市町の財政負担が軽減される可能性も含めて、今後も継続して提案をしていきたいと考えております。

町の新たな取組につきましては、周辺のみならず、県外の自治体等の取組も研究しながら、今後もサービス向上に向けて努めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） チャットボットについては現在検討中とのことですので、早期の事業展開をお願いいたします。

また、メルカリなどへリユース可能な粗大ごみの出品について、1市3町の合意形成が必要とのことですが、町単独でも可能なはずで、できない言い訳の前にやる気があるかないかだけです。清掃センター職員は、日頃からの職務の中で培われた目というものがあり、リユースが可能かどうか瞬時に判断できるものもたくさんあるはずです。ぜひできるところからで結構ですので、前向きな検討をお願いするとともに、あわせて、中井議員の質問でも触れられておりましたが、私も役場のごみ集積所の状態も以前より気になっておりますので、改修に向けた検討をお願いいたします。

最後に、観光施策の連携と今後の展望について質問させていただきます。

政府は、観光立国の実現に向け、関係行政機関の綿密な連携を確保し、その効果的な促進を図るため、内閣総理大臣はじめ、全閣僚が一丸となり、観光立国推進閣僚会議を立ち上げ、前進的な取組を進めております。この中で国、地方公共団体、民間事業者等が連携していくことを重要視しておりますが、明和町における現状は、町、地域、観光関係団体、民間事業者間で包括な連携が図られているとは思いません。町と観光商社、また民間事業者と観光協会など、一部個々で連携がしっかり取れている関係性もあるようですが、地元地域などが置いてきぼりにならないよう、町が中心となって牽引していかなければ、観光施策の充実は図りづらいものと考えます。今の明和町の観光施策、特に町を含めた各関係団体や地域、また民間事業者など、連携について現状の課題や問題点として考えられることがあればお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 下井清史議員の再質問に対する答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） ただいま観光施策の連携と今後の展望ということでご質問をいただきました。町といたしましては、現在斎宮跡や観光関連団体の連絡会議を定期的で開催いたしまして、情報共有や意見交換を

行っており、地元との調整につきましても、必要な場合には行っているところですが、議員ご指摘いただきましたとおり、連携という部分については必ずしも十分であるとは言えないと感じております。町の観光振興計画などにも記載させていただいていますとおり、観光の振興において、関係団体をはじめ、民間事業者、そして地元との連携につきましても、今後も積極的に取組を進めていきたいと考えております。

例えば直近ですと、近鉄様と斎王まつり実行委員会様、こちらと連携をいたしまして、特別ツアーを企画いたしましたり、多気町にあります大型商業施設と周辺の地域と連携いたしまして、周遊、集客に関する取組も始めております。

今後、観光施策を進めていく上で大きな課題になっているのが情報の収集と発信かと考えております。町や各団体からの情報発信につきましても、一方的な発信にならないよう、より理解してもらいやすいような情報発信方法についても研究してまいりたいと思っております。そして、今後も密な情報共有を行い、地元の方々のお声を大切にいたしまして、各組織、団体のそれぞれの強みを生かしながら、持続可能な観光地域づくりを推進していきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 今後に向けた回答をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症も少しずつ終息に向かいつつある中、人の流れもコロナが蔓延する以前に戻りつつあると感じています。観光施策につきましても、以前の活力あるものに、観光協会、観光商社、民間事業者等と地域住民との情報共有、連携を図り、町がしっかりと後押しをしていただくようお願いいたします。

本日は自治会の課題と観光連携について聞かせていただきました。自治会につきましても、今後も存続し、発展していくことを町が望むのであれば、自治会加入のメリットにおける部分は町がしっかりと手助けをし、デメリットは町

が引き受けるくらいの心意気を見せていただきたいと思います。

観光連携につきましては、町、観光関係団体、地元地域、それぞれの価値が見いだせ、利益につながるよう努力を惜しまず行っていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 10時30分まで休憩いたします。

（午前 10時 18分）

（午前 10時 30分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、会議録署名議員の指名について、日程の中で8番、辻井成人議員と9番、山本章議員を指名いたしましたが、次のとおり訂正をいたします。

9番、山本章議員、10番、瀬田萌議員を本日の署名議員といたします。

7番 北岡 泰 議員

○議長（奥山 幸洋） 3番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「支え合い助け合う地域社会の構築を推進」、「デフリンピック支援と共生社会推進」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

(7 番 北岡 泰議員 登壇)

○ 7 番 (北岡 泰) よろしくお願ひいたします。

2 点のうち、まず 1 点目、支え合い助け合う地域社会の構築についてお伺い
をしたいと思ひます。

高齢者人口は 2025 年には 3,677 万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向
が続き、2042 年に 3,935 万人でピークを迎えるというふうになわれております。
社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増
加しており、電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組がますます
重要となつてまいります。そこで、高齢者をはじめ、自立が難しい人々が安
全・安心して暮らせる、支え合い、助け合う地域社会、そして、安心で安全な
子育て環境の構築について町長のお考えをまずは伺つた後、以降の各質問に移
つていきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長 (奥山 幸洋) 質問が終わりました。

答弁、町長。

○ 町長 (世古口 哲哉) 北岡議員のほうから支え合う社会の構築をということ
でご質問いただきました。この後、つながる部分もあるのかも分かりませんけ
れども、買物等々とかいろいろ高齢者の方で困っている方への支援というのを
明和町でどのようにして行っていくかというのはまちづくりの課題の 1 つだと
いうふうにな考えております。外出困難な方とか、高齢者が安心・安全に外出し
ていく、このことをいかにやっていくかによって、特に高齢者の方については
フレイルの予防とか、そういった部分につながっていくということもあります
ので、ここの点つきまして今現在やっておりますデマンド交通とか、そういつ
た部分も利用しながら、町としてできることを今後も検討して実施していき
たいというふうにな思っているところです。

○ 議長 (奥山 幸洋) 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） では、質問に移っていきたいと思います。

日常の買物などへの支援の推進についてお伺いをいたします。

食品など日常の買物に困っている高齢者の方々を支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや地域を巡回する移動販売カーの運行を進めるべきというふうに考えます。ご見解を伺いたいと思います。

また、スーパーなどの商業施設や通院への送迎用のデマンド交通の整備を推進をしていただいておりますが、さらに自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携をし、送迎に加え、店内での買物サポートなどを行えば、外出に困難を感じている高齢者が安全に安心して外出ができるようになり、健康増進につながると思いますが、ご見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 質問が終わりました。

答弁願います。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 買物にお困りの高齢者への支援、これは公共交通機関が不十分な明和町におきましては、まちづくりの課題の1つであると認識しております。北岡議員もおっしゃられるように、外出に困難を感じている高齢者が安全に安心して外出し、買物を楽しむことができれば、健康の増進につながることも期待できます。

現在、町内ではイオン明和店であるとか、生活協同組合などが宅配サービスなどの提供をしていただいております。移動販売としては移動スーパーとくし丸などの事業者さんが地域を回っていただいております。ご希望があれば対応していただけることもあろうかと思われまますので、事業者と連携しながら買物を楽しめるような場を広げることができればというふうに思っております。

しかしながら、全てのエリアでそれができるかという、なかなか難しいと思われまますので、今後整備していくデマンド交通などをご活用いただければなというふうに思っております。

また、自治体と介護施設とスーパーなどの連携によって買物支援ができない

かのご提案ですけれども、事業所側の人員体制とか経費などの課題も考えられます。なかなか難しい面もあるかとは思いますが、どのようなことが可能なのか、また検討していくことができたらというふうに思っております。

一方、今後ますます重要になってまいります地域ぐるみの助け合いの活動でございます。これを奨励して、自治会内で協力し合って買物支援に取り組んでいただけないかというふうにも考えております。その一助として自治会等に対して活動奨励金を支援する仕組みを導入していく方向で町も動いているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ検討していただきたいなと思います。

私の母はもう今亡くなりましたけれども、伊勢でデイサービスをよく使ってみえました。そのときに高柳商店街にちょうどそのサービス施設がございましたので、デイサービスを受けながら、歩ける人、そういう方々が商店街を活用しながら買物を楽しむ。そうすると、施設の中にずっとおるよりも、やっぱり買物、自分の好きなものを見に行く。こんなものが欲しいんだって判断をする。お金を自分で数える。こういうものが非常によい方向性にいっていたようなふうに感じます。ですので、ぜひそういう介護保険の中ではできないかも分かりませんか。明和町としてはどうしてもそういう商店街ございませんので、施設へ連れて行っていただかないけませんし、そのお金はどうするのかというと、やっぱり横出しになってきますので、その部分はやっぱり自治体が将来のことを考えながら、反対に言えば、移動販売者がそういうデイサービスのところへ来て、そこで買物を楽しむとか、そういういろんな考え方を一遍ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思うものでございます。

そこで、私、ちょっとお隣の伊勢市さんでお話を聞いたんですけれども、伊勢市ではシルバー人材センターが生活援助サービスというものに取り組んでい

ただいております。調理、掃除、洗濯、買物、ごみ出し、話し相手など、サービス内容は様々で、利用料金も週1回1時間程度、1回200円という形で行われますが、ぜひ明和町でも取り組んでいただきたいなと思って紹介をさせていただきました。これにつきましては、伊勢市のほうが、あそこは合併をされておりますので、前の要するにシルバー人材センターが4つあるんですかね。旧の部分。それぞれにそういう交付金みたいなものを充てて、買物支援をするために、それぞれの車を使っていたかかないといけませんので、保険料も上乘せしたりとかと行っていただいているものでございます。ぜひ一度ご検討したいと思いますが、執行部のお考え方をお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 伊勢市しるば一応援隊サービスは、伊勢市の介護保険事業に位置づけたサービスとなっております。要介護認定の要支援に該当する方を対象に、日常生活の援助について、伊勢市シルバー人材センターがサービスを提供しております。明和町でも同様のサービスを取り組めないかのご質問ですが、明和町では次の介護保険事業計画策定のため、高齢者介護に関する調査としてアンケート調査を実施しているところです。この調査で得られた結果を基に、高齢者の日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題や有効な介護サービスの在り方を検討することとしております。その中で生活援助サービスを含め、高齢者が明和町で在宅生活を継続していくための取組を検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） もう少しちょっと大きくしていただくとありがたいんですけども、真ん中ぐらいを。この伊勢市のほうは、シルバー人材センターの生活援助サービスということで、このサービスを行う方は、生活支援サポーター養成講座というものを修了した方が行っているということでございます。

ますので、そういうことも含めてしっかりと、要望はしっかり聞かないかんですけれども、サービスをする場合はやっぱりそれなりのしっかりとした講習、研修を受けていただかなあきませんので、そういう形で進めていただければなというふうに思います。しっかり取り組んでいただけるよう要望して、次の質問にいきます。

認知症の人も家族も安心な地域をとということで、認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されています。認知症の対策は、医療介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められています。家族や友人、知人の認知症の当事者への適切な対応とともに、地域社会が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って社会の仕組みや環境を整えることも重要であると考えます。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備など、総合的な対策が必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 認知症に関する相談体制につきましては、認知症の方やその家族の相談窓口として地域包括支援センターを設置しており、相談件数も年々増えております。また、長期間医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を早期受診や介護サービス等へつなぐことを目的として、認知症サポート医、地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員で認知症初期集中支援チームを設置し、チーム員会議において支援方法の検討や進捗管理を行っております。

認知症に関する普及啓発としましては、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、イオン明和ショッピングセンターでの啓発等を行いました。また、住民向けの認知症啓発講演会を11月に開催しております。

当事者やご家族の支援としましては、物忘れと認知症の相談会を開催し、認知症疾患医療センターのケースワーカーと地域包括支援センターによる専門相

談を年4回実施しております。

認知症サポーター養成講座については、15名の方の参加がありました。さらに認知症サポーター養成講座を受講された方が復習も兼ねて学習し、より実際の活動につなげられるよう、ステップアップ講座も開催しております。ステップアップ講座を修了した方から認知症カフェ事業に「カフェとも」として活動していただいている受講生も見えます。

昨年から済生会明和病院において、物忘れ外来が開設となり、かつ地域包括支援センターやケアマネージャーを対象として「オレンジ相談会」を実施しており、対応困難ケースなどを認知症状専門医の医師が相談に応じていただき、スムーズな受診につなぐ一翼を担っていただいております。

高齢社会の急速な進行に伴い、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加などの課題への対応が求められることから、今後も安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 済生会明和病院にそういう診療科ができたということは非常にありがたいことで、安心してそういうところにかかっただいて、皆さん方が一つ一つ軽く済んでいくような形に進んでいければなというふうに思っておりますし、しっかりと体制整備を町のほうが行っていただけるということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

心のサポーター養成制度の充実をお願いしたいと思います。

ここ数年、社会問題としてメディアで多数取り上げられているのが8050問題でございます。80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうことも少なくないということでございます。40歳以上の方はそもそも自治体の相談窓口で受け付けてもらえなかったり、

相談に乗ってもらえたとしても、就労を目的とした社会復帰のプログラムになげられたりと、当事者がますます追い詰められていってしまう状況があるというふうに伺っております。ひきこもりや鬱病などの精神疾患への正しい知識と理解を持って、PTSD、心的外傷後ストレス障害を抱えている人たちも含めて、メンタルヘルスの不調を抱えている人を地域や職場で支えられる「（仮称）心のサポーター」の養成について講習会などを積極的に展開し、適切な支援が届けられる体制及び集える居場所を整備すべきと考えますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 内閣府の生活状況に関する調査によりますと、全国推計115.4万人のひきこもりの方がいるとされ、内訳としては7割以上が男性、またひきこもり期間は7年以上が半数を占めるとされております。

明和町におきましては、ひきこもり相談窓口を明和町社会福祉協議会に事業委託し、開設を予定しております。相談支援、居場所づくり事業、当事者会や家族会の運営を予定しております。また、障害者や家族が地域から社会的及び心理的に孤立しないよう、様々な情報提供をし、地域における当事者及びその家族を支える仕組みとして、ピアサポーターの養成を行っており、現在21名の方に登録していただいております。就労や当事者活動など、様々な経験のある当事者の話を聞いてみたり、それぞれのライフステージにおいて同じような課題を持つ者同士で相談や情報交換を行ったりすることは、当事者自身にとって支援機関から得られる支援とは違った意義が期待されております。

国の自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの普及促進がうたわれています。明和町においてもゲートキーパーの養成を通じて、自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進していきたいと考えております。

お互いに見守り、支え合う地域づくりとして、一人一人が理解を深め、周囲の人に気づくことが重要であり、ピアサポーター、認知症サポーターなどの地域活動に取り組んでいる人をはじめ、町民を対象にした研修等を開催し、お互

いに気づき、見守り合う地域づくりを行うことで、一人一人の大切な命を守る
ことにつながっていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ピアサポーター、また認知症サポーター、ゲートキーパー、
様々な方々を養成していただけるということでございますけれども、ひきこも
り対策として、もう何年間か過ぎてきておりますけれども、今現状その成果と
して何か上がってきているとかというのはあるんですか。一遍ちょっと、もし
お分かりでございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ひきこもりの方の支援につきましては、現在、
就労支援のほうにつながっている方が何名かいらっしゃいます。そういう形で明
和町から手を離れて自立していただいている方もいらっしゃいます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 何名かお見えになるということで安心をしましたけれども、
しっかり推進していただいて、明和町内でどのぐらいひきこもりの方がお見え
になるのか掌握もしていただきました。様々に取り組んでいただきたいという
ふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、安全で安心な子育て支援、子育て環境の整備についてお伺いをいたし
ます。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待や
いじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は今非常に深刻であると考
えます。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えてきており
ます。こうした現状を重く受け止め、私ども公明党は誰もが子どもを安心して

産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に「子育て応援トータルプラン」というものを発表させていただきました。今年4月からは「こども基本法」が施行され、こども家庭庁も設置をされます。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進める時だと考えております。

そこで、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてお伺いをいたします。

このたび、妊娠期から出産、子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と妊娠、出産時に約10万円相当を支給する財源が補正予算によって確保されました。明石市では、市の研修を受けた配達員が毎月おむつや子育て用品をご自宅に届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝えるゼロ歳児の見守り訪問、「おむつ定期便」を2020年10月よりスタートをされております。

そこで、明和町におきましても、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について、具体的に何をどのように進めようとしているのかお伺いしたいと思います。特に現場に寄り添う伴走型支援につきまして、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ゼロ歳児の見守りについては、現在、生後3週間から5週間の間に保健師が「出産おめでとうコール」を行っております。その際にいろいろ聞かせていただく中で、母親やご家族の様子が心配な場合は、早期に赤ちゃん訪問につなげ、対応しております。訪問時には何か心配なことがあれば相談窓口として健康あゆみ課の連絡先を母親に伝え、そして保健師の間で常に情報交換を行い、共通の認識を持つことで人材育成を図っております。また、訪問後に支援が必要と判断した場合は、育児支援家庭訪問事業や産後ケア事業などの利用につなげ、保健師による電話や訪問を継続的に実施し、支援しております。

全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型支援につきましては、さきに述べました事業を通して、これからも様々なニーズに即した必要な支援を行っていきます。明和町は保健師が赤ちゃん訪問を行うことで専門的な相談にも対応しており、この体制を維持し、身近に保健師を感じてもらえる事業を今後とも展開していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） おめでとうコールという電話でまずは一旦確認をするということで、そこで心配なご相談があったら訪問をしていただくというお話でございました。

次の資料をちょっと送っていただけますか。少し大きくしてください。上のほう。

これは朝日新聞に載っていたものでございますが、少子化対策の1つとして産後ケアって何ということ、そういうお困りのお母さんと対面して、非常に状況が悪いとか心配だという場合には、この3つのケアがあるということで、施設での短期入所、ショートステイ、通所、デイサービス、訪問、アウトリーチと、今訪問がありましたので、アウトリーチを始め、サポートしていただいているということでございますが、この短期入所、通所、デイサービスですね、ここの部分、0、2歳児への支援策で子育て支援と産後ケアが今国会で議論をされておりますけれども、ここら辺は明和町はどんなふうに進めていくのかなと。このように方向性としても出ておりますので、しっかりと取り組んでいただかなくてははいけませんので、ご確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ただいまご質問のありました短期入所、通所、

訪問でサポートする産後ケア事業につきましては、明和町でも平成29年から実施しております。この事業は家族等から十分な育児、家事等の援助が受けられず、保健指導等の支援も必要とする産婦を対象に、出産直後の母子への心身のケアや育児サポートを行うため、宿泊や通所にて必要な支援を提供するものです。母子手帳の交付時に制度の周知を行っており、実績としては事業開始から令和3年度までの5年間で1件の利用がありました。支援の必要な可能性がある家庭に対しては、今後も個別に制度の紹介を行ってまいります。

また、妊娠、出産、子育てに対する支援の県補助制度につきましては、すみません、以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） すみません、私の質問が少し抜けておりましたので。ありがとうございます。そういうショートステイ等設置をされておって、1人の方が使っていただいているという結果が上がっております。ありがたいと思います。また、令和5年度の三重県予算では、妊娠、出産、子育てを市町の創意工夫で活用可能な県独自の補助制度をこれから創設すると、この令和5年度の予算案に載っておりますので、このところ、どんなふうに取り組んでいかれるのか、執行部の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 妊娠、出産、子育てに対する支援の県補助制度につきましては、先日、県の説明会がありました。ただ、現時点では詳細が決まっていないため、今後こういった取組に対して補助があるのか情報収集し、活用を検討していきたいと現時点では考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 桑名市では少し始まっているという状況が新聞のほうに載っておりましたので、独自施策でございますね。そういうものも参考にさせていただいて、全国でも今国のほうに上がっているのが5自治体ぐらいが全く新しいものを動き始めさせているということでお伺いしておりますので、そこら辺の情報もしっかり取っていただきまして、明和町独自の何かそういう工夫をすると県が補助を出してくれるという、予算をつけてくれるというお話でございますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

前回も質問しましたがけれども、家事支援員産後ドゥーラの確保についてお伺いをしたいと思います。

ここで見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから子どもと親の日常を守るための家事支援等が必要なケースも想定されます。産後のお母さんのご自宅に伺い、家事からお子さんの世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援産後ドゥーラの育成や確保も必要であると考えます。そこで、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創設などもよいかと考えますが、ご見解をお聞かせいただきたいとともに、先ほどの伊勢市のほうで、シルバー人材を使った家事支援だとか、そういうものを逆にここにも活用ができるんじゃないかな。年齢が高いお年寄りの女性だったら子育てに対しても非常に知識も豊富だと思いますので、そういう形でも支援というのをサービス展開できるのではないかなと考えますけれども、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 明和町では訪問型の子育て支援としまして、先ほど申し上げましたとおり、育児支援家庭訪問事業と産後ケア事業を実施しております。育児支援家庭訪問事業や産後ケア事業は、育児ストレス等の問題によって、子育てに対しての不安や孤立感を抱える家庭や虐待予防の面からも支援が必要な家庭を対象に育児や家事の援助を行っております。また、明和町

ファミリーサポートセンターでは、子育ての身体的、精神的な負担を軽減し、日常からのリフレッシュを図れることができるように、子どもを預かる活動も行っております。

家事支援員産後ドゥーラの資格を取得するための費用としましては、一般社団法人ドゥーラ協会の資料によりますと、約42万円かかるとされております。また、この費用に対しての助成については、東京都の4つの区で行っていることです。明和町におきましては、先ほど申し上げました子育て支援を行っていく中で、産後ドゥーラの資格を取るための支援制度については、今後近隣市町の状況も見ながら検討していきたいと考えております。また、シルバー人材センターの活用につきましては、これも議員おっしゃっていただきましたので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 次の質問にいきます。

子ども食堂の整備拡充についてお伺いをしたいと思います。

子ども食堂の運営のためにはスタッフやボランティアなどの人材、事業を展開するための場所、事業を継続するための運営資金、様々な食材、地域や学校との連携のための人脈、保健衛生管理などの知識など、様々な運営資源の確保が必要であると考えます。子ども食堂は月1回開催をしているところから、365日3食を提供しているところ、数人を対象としているところから、毎回数百人が集まるまで実に多様でございます。目的もおなかをすかせた子どもへの食事提供から孤食の解消、滋養豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと様々であると考えます。また、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、我が地域へ柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えます。

町長が施政方針でお述べになりました子ども食堂、みんなの食堂を町内全域への拡大をするんだと。そういう心意気をお伺いいたしましたので、どのような姿の子ども食堂であり、運営資金、運営資源をどのように確保していくなど、町長としてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 子ども食堂につきましては、1団体が斎宮地区と下御糸地区で活動を進めていただいております。月1回の食事の提供のほか、英語学習などの場も提供をしたりしていただいております。こちらの団体が各地域へ展開するという在り方も考えられますので、取組を拡大していくにはどうしていけばいいのかというのを団体の皆さんと相談していきたいなというふうに思っております。

その一方で、こちらの団体とは別に、子ども食堂を始めてみたいという気持ちもお持ちの方もおられるというふうに思いますので、今後そういった方々の支援も行ってまいりたいと考えております。現在、子ども食堂の活動に関心を持っていただけてもらえるように、研修会等も毎年開催をさせていただいております。広報などに子ども食堂の活動を紹介させていただいたりして、子ども食堂の活動の周知を図っていきたく思っております。これらの取組が子ども食堂を立ち上げるきっかけになればというふうに考えています。

また、実際に活動するに当たっては、活動拠点となる場所や運営資金を確保したり、ノウハウを学んだりする必要もあると思います。現在、活動拠点となる場所の確保につきましては、情報を提供したり、関係者との調整を図ったりしております。また、資金や食材の確保については、公益財団法人などが行っている助成金や三重県が行っている補助金を紹介したり、社会福祉協議会から食材を提供させていただいたりするなどして支援をさせていただいているところです。ノウハウの習得につきましては、既に活動している団体とも連携しながら、情報提供などをさせていただくほか、三重県の委託を受けて、三重県社

会福祉協議会が行っている「子どもの居場所づくり応援アドバイザー派遣制度」や、子どもの居場所を運営していくために必要な知識を習得できる「子どもの居場所づくり勉強会」を紹介させていただくなどして、支援をしていきたいと考えています。

子ども食堂は、立ち上げる方々の考え方や体制により多種多様なものとなります。その思いに沿いながら、社会福祉協議会とも連携して支援をしていく中で活動が各地に広がっていければというふうに思っております。私としては、できれば子ども食堂というのは生活に困窮しとる家庭のお子さんを預かるというイメージを全国的な部分として、主にそこのところが初めに発足されとるといふところでありませけれども、私はどんな子どもでも、どういった状況の子どもでも来れるような子ども食堂を目指して、それにできれば地域の方、特に高齢者の方も参加してやっていただけるような子ども食堂ができるといいなというふうに思いとしては持っておるところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） しっかり推進をしていただくということで、そこら辺の流れに沿って、やっぱり町長が推進したいんだという思いがあれば、町がちゃんと予算も組んであげないかんというふうに僕は思いますので、そこら辺もしっかり検討していただきたいと思います。

次にいきます。

ヤングケアラー等への支援の推進をお伺いします。

社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しています。文部科学省と日本総研が小学校6年生から大学3年生を対象にして行った実態調査によりますと、小学校6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行っている家族がいると答えています。ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけでなく、家族の介助や通院の付き添い、薬や金銭の管理、

兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面にわたります。そのため、日常的に自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障を来すなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、誰もが介護者となり得る現状において、介護する人、ケアラーが孤立することなく当たり前の日常を送れるように、ヤングケアラーやダブルケアラーも含めて介護者を支援するために相談窓口や家事支援体制の整備が必要と考えますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 議員のおっしゃるように、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子どもについては、年齢や成長の度合いに見合わない責任を負うことで、成長や教育に影響が起こり得るといった課題が指摘されております。

明和町では、小学5年生から中学3年生を対象にヤングケアラーの実態把握や具体的な支援方法を検討することを目的として、令和5年1月から2月にかけて児童生徒に配布されているタブレット端末を使用し、アンケートを実施しました。この結果を基に学校機関と連携し、ヤングケアラーと思われる児童生徒については、先生方と適宜情報共有を図り、必要な支援策を検討していきます。

また、明和町においては、子ども、家庭、妊産婦を支援するため、健康あゆみ課内に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置しております。高齢者の生活や介護の相談先である「地域包括支援センター」とも連携し、ダブルケアラーの問題に対しても相談窓口の周知や支援体制の充実も行っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 体制整備していただいているということで、安心して、そこら辺の周知ですね、そこら辺をしっかりといただけたらなというふうに思っています。

申し訳ありません。原稿が飛んでしまっておりまして。ありがとうございます。すみません。

では、次の課題にいきたいと思います。

デフリンピック支援と共生社会の推進についてお伺いをしたいと思います。

聴覚障害者の五輪と呼ばれるデフリンピックの大会が、2025年に日本において初めて開催をされることになっております。

オリンピック同様に、4年に一度、世界的規模で行われる聴覚障害者のためのスポーツ競技大会で、1924年の第1回大会から数えて100周年に当たる節目の大会となります。

昨年、2022年にブラジルで行われましたデフリンピックでは、コロナ禍でありながらも73か国2,412人が参加、日本選手は陸上や水泳などを含めまして過去最多のメダル30個、金12、銀8、銅10を獲得しているところでございます。

開催計画では、音が聴こえる人とそうでない人が協働して大会開催を実現していくということで、例えば、スタートの合図や審判の声などを目で見分ける視覚的に工夫をするなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとしています。

しかしながら、このデフリンピック自体の認知度は低く、2021年に日本財団が調べたデフリンピックの認知度は16.3%、同じく調査でパラリンピックは97.9%でございました。

パラリンピックでアスリートが挑戦する姿、これは私たちに多くの感動を与え、スポーツがこれほどまでに心を動かすのかと再認識させてくれたものでございます。

そこで、デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートとつながり、知ることが、障害に対する理解をより身近に考える

ことになり、多様性のある社会、共生社会をつくり上げていく気運醸成になると考えます。

私ども公明党におきましても、2025年東京デフリンピック大会推進本部が設置をされています。

そこでお伺いをします。

障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備についてお伺いをします。

障害の有無や種類を問わず参加できるスポーツやイベントを増やしていく機運は、地域の共生や多様性を深めていくと考えます。

聴覚障害をはじめとして、障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備として、どのような取組をしているのか、お伺いをします。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 障害者がスポーツや文化芸術に取り組みやすい環境を整えていくことは、誰一人取り残さない世界の実現のために重要なことであると考えます。

コロナ禍になって3年余りが経過しましたが、本年度は感染対策の制限も幾分緩和され、2年間実施できなかった行事やスポーツイベントも幾つか行うことができました。その中で、障害者スポーツの取組の一つとして、障害者野球体験会の支援、グランドソフトボール体験会の開催等を行いました。

障害者野球体験会は、名古屋で活動しています日本一のチームを招きまして、明和中学校野球部との合同練習と体験試合を開催しました。そしてそのサポートを行いました。グランドソフトボールにつきましては、視覚障害者が独自ルールを用いて行う競技で、昨年度中止になりました三重とこわか大会、全国障害者スポーツ大会ですが、この三重県選抜チームを招きまして、町内のソフトボールスポーツ少年団各チームに参加をしてもらって、体験練習や町内社会人のソフトボールチームとの模擬試合なども行いました。参加は町内小中学生の一部でしたが、障害者スポーツを実際に体験して、障害のある人たちの大変さ

や、そんな中でも努力、工夫して競技を行う選手の姿勢に多くのことを学んでもらったと思っております。

それから、文化芸術につきましては、町や学校が行う各種の講演会や発表会を行う際などに手話通訳を招き、耳の不自由な方にも内容を理解いただけるよう対応しておるところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 障害者野球の皆さん方とか、私も見させていただきましたけれども、すばらしいなというふうに感動させていただきました。ぜひ、これからはしっかりと取り組んでいただけるよう要望させていただきます。

その共生社会を目指して、今、インクルーシブ教育、またインクルーシブという言葉が出てきております。

日本が2014年に批准した障害者権利条約への取組に対する国連の総括所見、勧告なんですけど、令和4年9月9日に公表されまして、日本の取組に一定の肯定的評価を与える一方、多岐にわたる勧告を含み、特にインクルーシブ、包括的教育に関する国家行動計画の採択という勧告に注目をさせていただきました。

日本では、障害児を隔離する分離教育が優勢で、障害の有無に関わらず子どもたちが通常学級で共に学ぶインクルーシブ教育の後れが指摘をされてきました。

日本では、障害の有無に関わらず子どもたちが通級学級で共に学ぶインクルーシブ教育を採用する学校は少ないといわれておりますが、明和町の状況をお伺いしたいと思います。

また、東京都内の自治体が、障害の有無に関係なく誰もが利用できるインクルーシブ公園の設置に力を入れています。品川区は、小学生や特別支援学校の生徒のアイデアを取り入れて、区立公園を全面改修をいたしました。江東区は2025年にも、住民の声を反映した公園を開設する計画であります。

障害のある子どもが遊べる公園がないといった保護者の声を受け、一部の遊具にとどまらず、公園全体をバリアフリー化する取組が今進んでいます。

この流れを受けて、全国的にこのインクルーシブ公園の整備が進みつつあります。

お隣伊勢市におきましても、遊具整備に向けた話合いが進められていると聞いておりますが、明和町の現状を併せてお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 障害のある子もない子も共に学び、共に育つことができるようにしよう、最初から分けずに共に学んでいこうというインクルーシブ教育の考え方は理想的な教育環境であり、学校現場ではこのインクルーシブ教育の実現に向けて、現在も取り組んでおります。

このインクルーシブ教育の考え方がちょうど叫ばれた頃ですが、ちょうど15年から20年前になるのかなと思います。その時に、時を同じくして、障害のある子どもたちの社会参加を支援する教育という形で特別支援教育がスタートをしました。

私も、これのマニュアル作り等々に関わっておりましたので、その時はしっかりと記憶に残っております。

それ以前は、北岡議員もおっしゃるとおり、特殊教育という、このような名前の下、分離教育をしていた時代はございます。遠い昔のことではございません。ただ、こういう特別支援教育がスタートしたことによって、やはり人権感覚は随分高まってきたなという実感は、しっかりと受けております。

それを考えたとき、こうした考えの中、各学校にエレベーターの設置でありましたり、階段手すり、スロープの設置、多目的トイレの設置など、施設面での整備、そして学習支援員等の配置によりまして、特別支援学級の児童も普通学級で授業をしたり、また、道徳や人権教育の授業、いわゆる心の学習をしていく中で、共に学校生活をしていけるよう指導、教育を行ったり、障害がある子もない子も同じように学校生活を営めるように、それぞれの子どものニーズ

に合った対応を進めております。

しかしながら、障害の程度、軽重、軽重という表現は適切かどうか分かりませんが、受入れのための十分な体制が取れないことから、特別支援学校の就学を勧めたりすることも、現在もございます。

こうして、それぞれの子どもたちのニーズ及びその保護者のニーズに応えられないケースもある現状はございますので、承知おきいただければと思います。

本年度策定した明和町教育大綱におきましても、基本施策の一つとしてすぐ重く受け止めておりますので、インクルーシブ教育の推進を掲げております。これまでの取組をさらに充実していけるよう、子どもたちにしっかり向き合いながら進めていくよう考えています。

先ほども申し上げましたけれども、現状を考えたとき、インクルーシブ教育、特別支援教育の考え方を大切にしているとはいうものの、施設のバリアフリー化とハードの部分については、大分充実してまいりました。しかしながら、今、盛んに叫ばれますけれども、医療ケアに必要な看護師さんの配置等々も含めた人的配置の面での整備はまだまだ追いついておりません。そこが今後も物すごく大きな課題なのかなとは受け止めております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 明和町の公園遊具等の現状についてお答えいたします。

明和町が主体的に整備した主な公園は、浜大淀公園、みどり公園、北藤原海浜公園と斎宮きららの森でございます。あとの公園は、史跡公園と開発により帰属された公園がほとんどです。史跡公園には、現在のところ、史跡の関係上、遊具の設置は認められていない状況です。浜大淀公園は、環境景観向上のために造られているので、遊具等は設置されていない状況でございます。

現在の状況で、新たなインクルーシブな遊具等の設置が可能な公園として最も適切であると考えているのが、斎宮きららの森ではないかと考えております。

インクルーシブな遊具となれば、いろいろな人が安全に遊べる仕様としなけ

ればいけないと考えております。近隣市において行われているこのような施設を既に整備した公園には、公園管理人が在駐するような公園がほとんどでございます。

以上のことを考えると、今すぐに対応は難しい状況と考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 教育長、ありがとうございます。

さすがに教育のプロでございますので、私は付け焼き刃でございますので、インクルーシブというのは何やらなということで、公園整備の、そういう話がございますして、昨年、伊勢市におきまして、みんなの公園アイデア座談会というのがあって、そんなんにちょっと来ませんかと声をかけていただきましたので、市民の皆さん、明和町から行ってもいいんですかと聞いたら、どうぞどうぞということで、参加をさせていただきました。明和町民の方々も出席をされたいたことでございます。

以降、何回かの話合いを伊勢市では持たれまして、この令和4年に朝熊山麓公園に、このインクルーシブ公園、遊具の設置を推進をされたということで、令和5年度には、この大仏山公園にこのインクルーシブ遊具の配置を計画をするんだということで、新聞等載っております。

今、建設課長のほうからは、明和町の公園遊具整備において、まず非常に難しいというお答えでございましたけれども、まずは、明和町の統合小学校、すみません、話を飛ばしました。次のページ行ってください。普通のブランコではなくて、障害がある方でもきちっと安定した状態で乗れるようなブランコ、幾つもある種類があるそうなんですけれども、次のページ行ってください。これは多目的な遊具があるということ、これ、三重テレビでちょうどやっておりますので、テレビの写真を撮ってみました。次行ってください。その統合小学校、その配置、整備をされるときも、こういう遊具をしっかりと設置を推進して

いただけないかなという思いであります。小学校に、やはり障害を持ったお子さんは来ておるわけですから、そういう、こういう遊具があれば非常にいいんではないかなと思って質問させていただきました。

また、伊勢市では、企業版ふるさと納税とかいうのがありまして、公園整備を推進するために企業版ふるさと納税の活用というのも行っているそうでございますので。

あと、教育長のほうからお話をいただきましたインクルーシブ教育というお話、これ、私も本を買って読ませていただきまして、このインクルーシブ教育というのはポイントが4つあるというふうに教えていただきました。インクルーシブ教育の定義は、2005年にユネスコが出したガイドラインに記載されていると。この教育は多様な子どもたちがいることを前提とし、その多様な子どもたち、排除されやすい子どもたちを含む教育を受ける権利を地域の学校で保障するために、教育システムそのものを改革していくプロセスなんだと。あくまでも目標ではなくて、一つのプロセスなんだということです。インクルーシブ教育の土台は、教育を受ける権利がもうまず第一なんだ。どんなお子さんも教育を受ける権利があるんだということが第一だと。第二が、子どもたちは多様であるということを経験とするんだと。第三は、子どもに合わせて教育システムを、教育システムそのものを改革していかなければならない。最後に、インクルーシブ教育というのはプロセスだと。どこまでもどこまでも、子どもたちのために、この教育というのを推進していくために頑張らなくてはいけない。そのためにも、この教員の能力、そういうものをしっかりと育てていかなくてはならない。こういうことが書いてあるなというふうに読ませていただきました。

そういう意味でも、学校教育、プロでございます下村教育長さん、もう一度、このプロセスなんだということ、そして、どこまでも子どもたちの全ての、様々なそういう障害、差別、人種、言語、いろんなものを乗り越えながら、明和町の教育を広げていく、そのための一つのプロセス、手段としてのインクル

ーシブ教育だと、私は読んで考えたんですけども、教育長のお考えを再度お伺いしたいのと同時に、再度、ふるさと、伊勢市で推進をされておまして、非常に管理者がいるから大変だというお話でございますけれども、そういう遊具の整備、公園整備を推進するお気持ちはないのかというのをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 先ほどお話しさせていただいたように、基本的には、もう私たち学校、私ももう7年前になりますけれども、学校でそういうご相談を受ける際に、大事にしていたのはインクルーシブの考え方でありますので、ウェルカムの姿勢で、全部お話も聞かせていただきました。

ただ、本当に先ほど申し上げたように、環境的な整備、それから人的措置が要るお子さんについては、まだまだこういう理念、考え方が入ってくるんですけども、環境がまるで整備できていない中で、はい、オーケーですというわけにはいかないよね、ということがあります。

そんな経験をしてきた中では、やはり今後は、しっかりと、もう遅れているのははっきり分かっているんですから、やはりそのための環境の整備、これはハード、それからソフトの部分でも大切にしなければならない部分、人的措置なんです、最終的には。そのあたりの措置をしっかりと取れるようなことを、やはり国県もちゃんとやってもらう中で、このインクルーシブ教育であったり特別支援教育の理念、考え方を大事にするという目標を持ってやってもらいたいなと思っていますので、引き続きそのあたりは、私のほうからも、引き続き国県にも要望してまいりたいなと思っておるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） すみません、今後、遊具を新たに整備するに当たって、人が常駐していなくても、安全性の高いこのインクルーシブな遊具等があれば、設置する方向も十分に視野に入れて考えております。先ほど議員おっしゃいましたプロセスを大事にしていきたいと思っております。

また、財源につきましては、町としては森林税であったり、クラウドファンディングを中心に積極的に考えていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

（「統合小学校」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ごめんなさい。小学校について。

教育長。

○教育長（下村 良次） 今、議員おっしゃったように、当然のように考えていかなあかん、先ほど言わせていただいたように、インクルーシブの教育、共生社会の、そのあたりも全部含めまして、当然のように考えていかなければならないことだと受け止めておりますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に行きます。

情報バリアフリーの推進についてお伺いをしたいと思います。

昨年5月、国では「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」というのが施行されました。

明和町でも、障害があるなしに関わらず、暮らしやすく活躍できるまちづくりのためには、飲食店や公園、施設など、多くの市民・町民が利用する場所においても、あらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取組が重要と考えます。

現状の取組と、デフリンピックを見据え、今後の取組についてお伺いをいたします。

また、民生委員活動をしてみえる方からの相談で、家庭訪問をしているのだが、高齢者難聴等の難聴者のご家庭への訪問時に、非常に対応に苦慮している

と、障害者手帳を受け取る以前の方々への多様な聴覚障害者屋内信号装置、こういうものを配置を頼まれたんでございますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法では、地方公共団体の責務として、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策が障害者でない者にも資することを認識しつつ、施策を策定、実施するものとしています。

これは、例えば、多機能トイレが車椅子の人、乳幼児を連れた人などを含め、誰もがいろいろな目的でトイレを利用することができるよう設置されたように、障害者に優しい社会は健常者も生きやすい社会になるという認識を持って施策を実施することが大切だという意味です。

これにより、健常者にも障害者施策を、決して他人事ではなく、自分事として認識してもらいたいとの考えに基づくものです。

明和町での情報のバリアフリーに対する取組は、障害者差別解消法の改正に伴い、事業所にも合理的配慮が義務づけられたことを企業訪問の際に周知させていただきました。

この合理的配慮の中には、「電話のみで行っている予約受付を、聴覚障害のある人などのためにファックスでも行えるようにする」や、「飲食店で視覚障害がある人にメニューの内容を読み上げる」などの配慮を行うよう求めております。

今後も、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、聴覚障害者用屋内信号装置についてお答えいたします。

障害者手帳所持の方には、日常生活用具給付対象用具の中に聴覚障害者用屋内信号装置がありますが、給付条件も手帳の2級以上で、かなり大きな音なら

どうにか感じるができるといった重い状態のものとなっておりますので、手帳未所持の方への装置設置は難しい状況です。

もし、障害者手帳をお持ちでなく、インターホン等の音が聞こえない状態にあるならば、まずは手帳の取得を検討していただくことをお願いしたいと考えております。

日常生活用具の給付には、一定の条件が必要であり、手帳を所持していない方の助成については、難聴を含め、老化に伴う身体機能低下に応じた社会生活上の支援を行うことの効果を見極めながら検討していく必要があると考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○7番（北岡 泰） 障害者であるという認定をされるというのは、それが嫌な人もたくさんお見えになるね。特に高齢者で、耳がだんだんに聞こえなくなって、特に昔、織物工場とか、そういうところで勤めてみえると、その音でどんどんと難聴が進んでいると、そんなお話も伺ったことがございます。

そこで、次お願いします。

フラッシュ信号機というのがありましたので、ちょっと参考に出して話をさせていただきたいと思います。

情報バリアフリーを考えますと、今やっております、この議会放送など、この行政チャンネルも文字放送を取り入れるなどの取組が必要になってくるのではないかなというふうに考えるところでございますし、また、障害者の手帳申請以前の方々に、どんなふうに、じゃ、手を尽くしていくのかというので、少し考えたのが、先ほど言いました聴覚障害者用屋内信号装置は、案外金額がすごく高いんです。これ、ちょっとネットで調べましたら、フラッシュ信号装置で、チャイムと光で人に感知させるということで、値段が四、五千円で、電池式ですので、取付けもすごく簡単、お家だったらテレビの横ぐらいに置いてお

いたらいいという感じでございます。

こういう便利を機能を持った機器の周知や、四、五千元ですから、補助事業、逆に言えばもうそういう方は、民生委員さんがもう本当、訪問して困っているような方に関しては、無償でも町のほうから支給してあげるとか、そのぐらいの対応をしていただきながら、難聴者の未来を明るくしていただきたいというふうに考えるんですけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 障害者手帳を受ける以前の方々につきましては、現在、支援制度が整っておりませんが、議員がおっしゃるように、難聴者向けの設備として、玄関に呼び出し用のボタンを設置し、室内にフラッシュとチャイム音でお知らせしてくれるものがあります。この設備は比較的安価に入手できますので、まずはこういった情報を民生委員の皆様にも周知を行い、ご本人やご家族への機器の案内をしていただくことで、設置を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、行政チャンネル、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 行政チャンネルの文字放送につきましては、必要などときには対応をさせていただいております。現在でしたら、コロナの感染者情報とか、災害等などの情報などは、文字放送で対応させていただいておりますので、そういうふうな活用も可能かと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） この行政チャンネル、議会が質問しています。難聴者の耳が聞こえない方は分からないですよ。ここ、文字がずっと出たら、どんな質問しているのかとすごく分かりやすいですよ。そういう検討もしっかりしていただくと、情報バリアフリーを乗り越えていくためにも、その検討をしっかりしていただきたい。要望しておきまして、次の質問に行きます。

共生社会の構築のための啓発活動ということで、例えば、明和町におきましても、このデフリンピックムーブメントを利用し、学校や幼稚園、保育所などの教育現場や福祉と連携し、手話スポーツを実際に体験したり、デフアスリートに触れる機会を通して、町民への積極的な情報や機会の提供を通じて、共生社会の構築のための啓発を進めるべきと考えますけれども、ご見解をお伺いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 2025年のデフリンピック大会のビジョン、大会コンセプトでは、デフリンピックムーブメント、誰一人取り残さない世界、この実現が掲げられております。

やはり、デフリンピックムーブメントによる情報バリアフリー、意識や心のバリアフリーの流れに乗って、実際にデフスポーツを体験したり、デフアスリートに触れ、教わったりする機会をつくっていくことは、学校教育や幼児教育に大変有意義なものになると考えます。

さきに申し上げましたが、昨年度行いましたグランドソフトボール体験会では、参加した子どもたちが視覚障害を持つ選手の皆さんから直接教わって、アイマスクをして実際に障害スポーツを体験する中で、人権教育やインクルーシブ教育を実践して学ぶ、大変よい機会になったと考えております。

また、グランドソフトボールや障害者野球のほかにも、障害者スポーツを広めたいという考えをお持ちの方も町内に見えますますので、そういった動きも支援していきたいと考えております。

デフリンピックムーブメントを活用し、小中学校や幼保、こども園、また福祉の現場とも連携して、デフスポーツとともに他の障害者スポーツの普及啓発に努め、そうした活動を通して人権教育やインクルーシブ教育の推進にも取り組んでいければと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと要望しておきます。

最後に、応援事業、ホストタウンへの参加についてお伺いをします。

国が令和4年3月に策定をいたしました第3期スポーツ基本計画でも、特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツレガシーの発展に向けまして、スポーツを通じた共生社会の実現を掲げています。

また、手話は言語であるという認識の下に、手話への理解促進を図り、地域に手話の使いやすい環境を構築することで、市民・町民が自立した日常生活を営み、社会参加をするなどを目的といたしました手話言語条例が全国の自治体で成立をしているところでございます。

既に、鳥取県では、デフリンピック応援宣言を行っていますが、明和町におきましても、国際大会が日本で行われ、世界各国から多くの人を訪れることにより、地域経済の活性化に寄与することも期待できると考えます。

デフリンピックを応援する取組や、ホストタウンに積極的に参加していくべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） デフリンピックのホストタウンへの参加についてご質問をいただきました。

ホストタウンは、国が推進する事業で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体を、このホストタウンとして全国各地に広げるということを目的として行われました。

デフリンピックについても、自国開催を認知向上へつなげる好機として、ホストタウンを設け、選手との交流を図る機会を設けるなど、これから措置があるものというふうに思います。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際は、三重県内6市が受入れを行っております。伊勢市、志摩市、鈴鹿市、津市、熊野市の6市なのですが、当時、三重とこわか国体・とこわか大会開催に向けての取組であったというふうにも聞いております。

受入先につきましては、それぞれの市町が何らかの関係がありまして、伊勢市は県営陸上競技場がありますので、ラオスのパラ陸上チーム、それからサオリーナを有します津市はカナダのレスリングチーム、それからソフトボールの専用スタジアムがありまして、ソフトボール観光というのも展開しております熊野市は台湾のソフトボールチーム、それから、テーマパーク・スペイン村があります志摩市はスペインのトライアスロン代表選手を招いたというふうに聞いております。

デフリンピックのホストタウンに参加した場合、相手国やデフリンピックを通して国際交流、それから観光振興、インクルーシブ教育の充実など様々な効果が期待されると考えます。

ただ、その反面、受入体制として、受け入れる国の選手やスタッフの宿泊先や滞在期間中の対応、それから練習を行うための施設整備、そして全町挙げてのホストタウン体制、そういったものの構築というふうに、人的にも財政的にも大きなエネルギー、それから財政力が必要になると考えます。

そうしたことを考えますと、ホストタウンへの参加というのは、なかなか難しいのかなと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 伊勢だとか志摩だとか、明和町と比べて人口規模が多いところは、もうこれは仕方ないなと思うんですけども、熊野市と聞きますと、明和町よりも人口少ないし、そういうところがそういうホストタウンになって運営をされたということをお伺いしましたので、明和町でもできやんことはな

いのかなど。逆に言えば、多気郡3町で手を組んで、そういう方向性を示していくと、そういうのも、教育長さんなんかは、多気郡3町でいろんなお話しも、教育関係もされるでしょうし、こういう共生社会の実現に向けて、またインクルーシブ教育の実現に向けて、そういうお話をさせていただいて、3町でいくと施設もありますし、宿泊施設もあります。あとは人的なもの、あとはどういうものを受け入れるか、そういう形で変わってくると思いますけれども、ぜひ、前向きな検討をしていただけたらというふうに要望だけして、本日は質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 47分）

（午後 1時 00分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 山本 章 議員

○議長（奥山 幸洋） 4番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上」の1点であります。

山本議員、登壇願います。

(9番 山本 章議員 登壇)

○9番(山本 章) 9番、山本です。お願いします。

皆さん、お疲れさまです。議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づき、明和町民の関心度向上について一般質問させていただきます。

手元の資料で、こちらに今映している資料であると思うんですけども、明和町の関心度を上げるための課題についてという形で出させていただいています。実は、これも今一度見ていただきましたか。見ていただいていると話が早くなるので、一度簡単に見ておいてもらえると、今。実はこれ、今よく言われるチャットGPTという、実はこれ、全部AIです。僕が文書をつくっているわけではないです。文章に明和町の関心度を上げるための課題というところの部分だけで、今のAIでここまで考えられます。11月後半に世の中に落ちて、そこから約4か月ぐらいのもので、ここまでのものができる形が今できています。なので、私が今から言いますデジタルの話というところの部分というのは、今までみたいに分からないとか知らないで置いていくことはできなくなるというのが、こういうのでしっかりと一つの形として分かりやすく分かるかなと思います。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。

デジタルマーケティング、インターネット、スマートフォンなどのデジタル技術を利用して、情報、サービスを広く知ってもらうための手法です。まちの関心度を上げることに於いて極めて重要な役割を果たすと考えています。

具体的には、広い層に知ってもらうことができる。デジタルマーケティングは従来のマーケティング手法と比べてより広い層にリーチすることができます。特に、インターネットを利用することで多くの人々に各種情報、サービスの詳細、細かいところまで知ってもらうことができます。低コストで効果的な広告ができる。テレビやラジオ、新聞広告などの従来広告媒体に比べ、デジタルマ

マーケティングの広告はコストが低い、料金、あまりお金がかからないです。より効果的なものができるということがあります。例えばグーグルの広告、SNSの広告という広告プラットフォームでは細かいターゲットの設定が可能で、限られた予算でも効果的に広告を出すことができます。明和町で言うとエリア別で年齢層に合わせて関心事、いろいろな関心のところの部分です。教育であったりだとか、保健であったり、ごみの問題であったりとかという関心事に合わせて広告を流すことができます。それと、データ分析に基づく戦略が立てられます。デジタルマーケティングはデータ分析に基づいたマーケティング戦略を立てることができます。ウェブサイトのアクセス解析やSNS上でのユーザーの行動の解析などにより、ターゲット層の興味のあることや関心事を把握することができます。それに基づいて、住民さんの求めている情報をより効果的に提供することが可能になります。

それで、次です。住民とのコミュニケーションを強化することができる。デジタルマーケティングには住民とのコミュニケーションを強化できるというメリットがあります。例えば、メルマガやSNS上でのコミュニケーションを通じて、住民とのつながりを深めることもできます。また、住民の声を直接受け取ることができるため、住民の要望や関心事を把握することができます。

これらの理由から、デジタルマーケティングは欠かせない存在と私は考えます。明和町のデジタルマーケティング、ウェブサイト、SNSの活用について質問いたします。

前回の一般質問から3か月弱たちました。あれから明和町としてのマーケティング、ウェブサイト、SNSでの新しい取組や今後これからやっていこうと思うことについてお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 山本議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 山本議員のほうからデジタルマーケティングの関係で

ご質問をいただきました。

この関係につきましては、第6次総合計画におきましても広報広聴の充実は重要な施策と位置づけておりますが、情報技術は日々目覚ましく進歩し多様化も進んでいるため、それらに柔軟に対応していく必要性を強く感じているところです。そんな中、誰もが常にたくさんの情報に今囲まれており、価値のある情報とそうでないもの、何が必要で何が不要なのか判断するのも追いつかない状況にもあるのではないかということも思っておるところです。

町といたしましては、必要な方に必要な情報を的確に届けることは重要な使命であると捉えております。情報政策に取り組んでいかなければならないというふうに強く感じているところです。また、情報発信は制度や手続などの行政情報を単にお知らせするだけではなく、町の魅力や話題、住民などの生き生きとした活動を発信していくことで、町への関心やまちづくりへの参加意識の高揚につながる役割も持っていると考えているところであります。

これらを効果的に行うために、議員がおっしゃられるとおり、デジタルマーケティングはこれからの時代必須となってくる要素であると考えます。現在も町のホームページや公式LINEでは、その分析機能を利用して利用者の属性や動向について調査を行っておりますが、デジタルマーケティングと言えるレベルまでの活用には至っていないのが現状かというふうに思っております。

山本議員がおっしゃられるデジタルマーケティングとは少し違う部分もあるかも分かりませんが、町が新しく取り組んでいることを少しご説明させていただきますと、デジタル田園都市国家構想「三重広域連携モデル」におきまして取り組んでいる事業の一つとして、マイナンバーカードに紐づけたウェブアプリ、美村パスポートを令和5年度より計画をしています。これは、アプリ利用者である住民や観光客の美村エリア内での行動ログを活用し、地域の周遊創出や地域経済活性化を図るものです。

そのほか、デジタル技術活用の取組として、東京都内のコンビニエンスストアを訪れたお客様に対し、明和町にいながら御絲織や擬革紙の商品をPRする

という実証実験を2月27日から3月12日まで行っているところです。これにはアバターの技術を活用しており、画面に表示されているキャラクターが操作する方と同じ動きをするもので、店舗を訪れたお客様に大いに関心を持っていただけるのではないかと考えております。また、近い将来あらゆる分野で活用されると言われているメタバースにも取り組んでいるところであります。これもデジタル田園都市国家構想の取組の一つで、小・中学生を対象としたメタバースを体験してもらおう教室を開催するなどしております。さらに、今後メタバースを活用し、様々な体験や特産品の購入などができるようなものを検討しているところであります。

住民の方々に住みたい、住み続けたいと、また町外の方には明和町に行ってみたいとあっていただくには、明和町を魅力的だと感じてもらわなければならないと考えております。そのために、情報政策の充実、デジタルマーケティングの充実に一層取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） 町長、ありがとうございます。新しいことへの取組の早さに関してはずばらしいなと思います。ただ、そこに実際、そのプロジェクトに参画している課の方たちが、今、明和町が新しい取組をしていくところの部分の未来を想像が共有ができているのかとか、あと何のためにしているかというところの部分とかも、その辺の確認が取れているのかというのを少し聞きたいんですけれども、よろしいですか。そのところ、質問いいですか。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員の質問に対して答弁。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おっしゃられたとおり、取組はやっておるところなんですけれども、共有が全体的にできておるかというところとか、ちょっと少ないところもありますので、何のためにやるかというのも、特に庁舎内での思い

の共有というのをもう少し、いろいろ、こんなんやっていきますとか、総会とかいろいろはさせていただいておるんですけども、やはりそれが何のためにあるかというのを、もう少しちょっと徹底するというか、もう少し浸透させながら今後進めていきたいと思っておりますけれども、やはり、おっしゃられるマーケティング、デジタルを使ったマーケティングとか、そういう活用をしたいろいろな取組というのは、これからやっぱり必須になってくるとは思っておりますので、また今後、おっしゃられたことを思いながら、今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。本当、その辺のところのビジョンの共有というのは、各課の今参画していている課の方たちに共有してもらっているほうが、何のためにやっているのかって分からなくすると、ただの仕事の負荷というものが当たっているだけでストレスになりかねないと思いますので、できればその辺の情報共有だけ、情報共有というか、イメージの共有ですよ、これからも各課の課長さんであったり、その課に仕えている皆さんにしていってもらえればありがたいです。お願いします。

次に、現状の分析から課題などを教えてください。具体的には、ホームページのアクセス数や滞在時間などデータ収集し、それらのデータを集計、分析してユーザーがどのようなページを訪れたのか、どのようなキーワードで検索しているのか、どのような行動を取っているかなどを教えてください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員の質問に対する答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 失礼します。

現状のデータ分析につきましては、ホームページについてはグーグルアナリ

ティクスを活用し、まだ基本的な部分についてのみですが、分析結果を有効に活用できるよう現状把握は行っております。コロナ禍が始まる前の2019年と2020年を比較しますと、訪問数で96.5%の増、ページの閲覧数で85.01%の増となっております。また、ユーザーがどんなデバイスでアクセスをしているかを調査しますと、64.01%がスマートフォンなど、パソコンは33.39%という割合です。よく見られているページの上位10ページを調査しますと、そのうちの7つがスマホ用ページという結果でした。さらに、どういう経路でホームページを訪れたかは、URLから直接訪れるものとSNS経由で訪れるものが通常の検索からよりも大幅に増えているということが分かりました。

これらのことから、町は公式LINEでURLを送ったり、メニューなどから導線をつくることで、見ていただきたい情報をダイレクトに伝えられる。ユーザーは好きなときに手軽に情報を見ることができると、公式LINEの活用は相互にとってメリットが大きいと再認識したところでございます。

また、先ほど触れましたよく見られているページの上位のものの内容としましては、新型コロナ特設ページ、それから11月の町長・町議選挙の結果ページ、広報めいわのPDF版のページなどございました。

今後也得られたデータを有効に活用できるよう、調査・研究等を継続していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） 松本課長、ありがとうございます。課長からアナリティクスという言葉が出てきたことが、ちょっとうれしいですね。今まで私、その3か月前にここで質問させてもらっているときというのは、基本は言っている言葉があまり理解できないとか、何を言っているのかとかよく言われたので、今回になってやっと質問を書いている中で、もう少し分かりやすく書いたほうがいいかなと思いながらやっていたんですけれども、課長の口からアナリティ

クスという言葉が出てきたりだとか、全然いろいろと横文字がすらすら流れるので、課長がこういうことを意識してもらえるとということと、それが若い世代の認める材料になると思いますので、うれしいことです。

次に、SNSのLINEについて質問させていただきます。

LINEは、現在日本において利用ユーザーが最も多いSNSです。そのため、企業やブランドはもとより、行政においてもLINE公式に注目されており、公式アカウント数も増加しております。増加している理由は、LINE公式アカウントが非常に多機能化していきまして、LINE公式アカウント、チャットボット、今日も下井議員のところでも出ましたチャットボット、自動会話プログラムです。それや自動応答機能など多様な機能が追加されています。企業やブランドだけでなく、行政においてもこれらの機能を活用してLINEユーザーとのコミュニケーションをより円滑に行っています。行政においては、上記のチャットボットや自動応答機能をうまく活用し、各種行政サービスに関する案内やイベント情報、災害情報などを提供しています。

一部、先ほどの質問とかぶるところがあるかもしれませんが、明和町のLINE公式の現状について、登録者の声についてお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 山本議員の質問に対する答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） LINEからの情報発信につきましては、各課からの依頼等を基に、私ども総務防災課で行っております。令和4年度に導入しましたLINEの拡張機能では、チャットボット、セグメント配信やキーワード応答メッセージなども利用でき、ごみの分別、ごみの収集日の案内、家屋調査の予約などに活用しております。こちらは、まちづくり戦略課のDX推進係が主導し、各課の業務への活用を図ってまいりました。

これらの機能の活用の例として、総務防災課では町民の方の関心が高い昨年の町長・町議選挙においてキーワード応答メッセージ等の機能を使い、投票案

内、候補者情報、開票速報などの情報発信をいたしました。

それから、LINEに対する登録者の声ですが、少しデータは古いんですけども、令和2年の年末にアンケートを実施いたしました。当時の登録者1,240人のうち230人から回答があり、LINEに対して評価をいただいたご意見としましては、「リアルタイムで情報が届く」「自分から情報を取りにいけないので、情報が入ってくるのが助かる」「隙間時間に情報を見ることができて便利」「広報は母屋にしか届かないので、LINEの情報が役立っている」「家族との話題にできる」「LINEは普段使っているので親しみが持てる」などでした。LINEに対する要望といたしましては、「防災無線が聞き取れなかったときや外出時は聞けないので、防災無線で出ている情報も見たい」「税金の納付時期など、忘れることのないよう知らせしてほしい」「イベント、町内の見どころなどを紹介してほしい」でした。これらのご意見、ご要望を参考にさせていただきまして、日頃より情報発信を行っておるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

山本議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

本当はマイナスの情報があると一番いいんですよね。マイナスの情報があると、もう少し改善点がピンポイントで物事を変えられていくと思いますので、次やるときになったらそういうマイナス情報を集めて、ブロックしている人の数とかでブロックのところはなぜなのかみたいなどころからあると、多分やりやすいと思います。どうしても、今までの課長とか大変な時期でやってきたんだらうなって、これを聞くとよく思うんですよ。失敗が駄目というような行政のやり方がどうしてもそういうのが目に見えるので、今からのところの部分で言うと、もう少し心理的安全性のところの部分、失敗を恐れずにやらせることが大事であって、失敗のところからどう改善するか、改善ポイントをいかに探

して、そこにマネジメントスピードを上げていく、そのやり方が明和町の中身をよくしていく一つにつながると思いますので、参考に頭の中にでも入れてもらえればと思います。

明和町の公式LINEなんですけれども、2023年2月20日時点で明和町人口2万2,586人に対して、登録人数が3,566人、人口に対して約15.8%の人がLINEに登録しています。これは、LINE公式の登録率の三重県29市町では、熊野市が35.3%、登録率です。多気町が20.6%、伊勢市が16.4%で三重県29市町の中で4番目に高いのが明和町です。その中で、ブロックしている数が350人ぐらい明和町でおられるんですね。その数を引くと14.2%というふうに下がるんですけれども、登録人数に対してブロックが10分の1程度あるということも問題かと思うんですが、そのような中、明和町のLINE公式の目標数字、登録者とかどこまで上げたいかというところのお聞かせをお願いしたいのと、また数字を伸ばすために、利便性の向上と住民とのコミュニケーションを深めていく点など、今後の取組なども聞かせてください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） LINEの登録率につきましては、第6次総合計画の策定時、令和7年度の目標値を2,000人、人口の約9%としておりましたが、令和3年8月に2,000人を超えたため、目標値を4,250人と上方修正をいたしました。これは、スマートフォンを使っていると考えられる世代である16歳から79歳の人口約1万7,500人の4人に一人は登録していただけるようにと想定した数字でございます。議員が先ほどおっしゃられましたとおり、現在のLINEのブロック率は約10%となっております。当町と同じような頻度で配信しているほかの自治体のブロック率と比べまして、現状としては大体平均的だと捉えております。企業や店舗などのアカウントでは約25%を超えると多いとみなされるようですが、企業などの配信するプロモーション的な内容とは違い、自治体としては安心・安全に関わる緊急情報についてもLINEを通してお知らせするため、非常に重要な手段の一つと考えておりますので、ブロック率が

高くならないよう気をつけながら取り組んでまいります。ブロックは必要のない情報や興味のない情報が来る、頻度が多いなど、いわゆる配信疲れが大きな原因と言われております。ブロックされないようセグメント配信なども活用し、適切な情報を適切なタイミングで配信することを心がけ、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

そして、登録者につきましては、性別、年代を調査しましたところ、性別は男性34.2%に対し、女性64.9%、年代は50代以上の男女で44.6%を占めております。10歳単位で考えると、40代女性が17.2%と最も多くなっております。一方、20代は男女共と男性40代以下の割合が少なくなっており、若年層や男性へのアプローチが課題と分析をしているところでございます。若年層へのPRということで、これまで二十歳の集いでチラシを配布させていただきました。そして今年、中学3年生にもこの卒業式のタイミングでチラシを配布させていただきました。今後もこのような取組を継続してまいりたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。

課長、せっかくなら半分ぐらい、住民さんの半分ぐらいが登録する目標で、そのぐらいの目標でやりましょうよ。それぐらいのほうが、このぐらい、そのぐらいの内容を構築すると、住民さんとの距離がもっと近くなるツールになると思うんです。どこの行政か忘れちゃけれども、セグメント配信で午後から母親層に給食の献立を配信している行政があるんです。これって買物前の奥さん方に、夜のご飯が給食とかぶらないようにということで、昼過ぎにセグメント配信として送るのがあるんですけれども、そういう思いやりのある配信って必ず必要になるので、そういう意味では登録者数を上げていくというところの部分の中の企画としてそういうのを盛り込んでもらえると、必ず離れなく、必

要な一つのツールになっていきたいと思います。参考までに入れておいてもらえればありがたいです。

先ほど、明和町と三重県29市町の数字を出していただきましたが、日本全国で見ると、あそこに資料で、この裏側の資料であるんですけども、これです。これ、日本全国の資料になるんですけども、LINEの公式アカウントのところの部分で登録率なんですけれども、日本全国でいくと4番が金沢市、人口46万5,700人に対して登録率が20万人、43.6%です。次、3番が浜松、人口79万8,000人に対して40万人登録しています。52.1%。次、東京の目黒区が27万7,000人に対して17万8,000人と64.1%。それで、先ほど下井議員も言われていました福岡市です。ここ人口153万人のまちなんですけれども、登録人数が180万人います。なので人口よりも登録率が高くて、120%ぐらいの登録者数があります。

私もこの福岡市の公式LINEは登録して実際に触ってみましたけれども、すごい衝撃的な公式LINEで、このLINEで全て完結します。今までの感覚なら、知りたいこととかやりたいことなど、検索してから物事ってつくんですけども、福岡のLINEは知りたい項目に入ると、あとはキーワード検索するのではなくて、欲しい情報がボタンで常に出てくるので、そのボタンを押していくと答えにたどり着く。本当に導線だけでなく、デザインや文字の大きさ、ホームページに飛んだときも同様です。また、日々何かの知らせが来るわけでもないです。一切知らせが来ないので、実際に登録してから本当一切来なくて、どうやってしてこの情報を得るのかと思うと、LINEの中のタイムラインと言われる、要はそこでずっと流しているところの部分に入ると、そのときの何が行われているかという情報を知ることができます。なので、自分の要件に応じて、ボタンを押せばすぐ知ることができます。つまり、行政側から情報を発信するツールではなくて、関心を持った方が情報を得に来る場所なんです。LINE公式では、形式的なお知らせを送る必要性が全くなく、そのように感じました。ボタンを押すだけのシンプルな動作をするだけで、最短で

欲しい情報を得ることができる。例えば、少し前の携帯電話でらくらくホンってありましたけれども、福岡市のLINE公式はそれに本当に近い、すごくホスピタリティにあふれたどんな方でも途中で脱線しない、目的が確実に達成できると、すごくユーザー目線で気軽に使え、取りあえずという形で使用頻度が高いのだらうと思いました。

あまりにも明和町のLINE公式との現状と違いがあったので、違いがあって、すごくそのところの部分のこっち側からものを調べるというよりも、調べに情報を投げるというんじゃなく、得に行くという真逆の感覚だったので、そこはすごく衝撃的で、今でもまだ使っています。日々のぞいています。

福岡市は人口に対しての登録率が高い行政で、明和町の公式LINEと何が違うのかって、そういうところの点なんですけれども、私自身、福岡のLINE公式の内容を可能な限り明和町のLINEの中に取り入れるということはあるべきだと思います。それは、現状の問題解決にもつながりますし、実務の軽減、DX化につながるのではないかと考えています。その点について、どのようにお考えか教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） DX関連もございますので、私のほうから答弁させていただきます。

町の公式LINEにつきましては、先ほどありましたように、これ以降、これまで以上に活用が期待されているところでございます。現在の町の公式LINEでは先ほどもありましたように、ブロックしていない登録者にいわゆる一斉に情報を送信することが基本となっております。福岡市さんのように情報をセグメント配信し、必要な情報を必要な方に届けるということが、情報の受け手側のわずらわしさを解消することも必要だというふうに考えております。

先ほど、議員からもありましたように、ボタンを押して欲しい情報を得る。これ、LINEやったらVOOMになると思うんですけれども、福岡市さんが使っているようでございます。こういった必要な情報を取りに行くといういわ

ゆるユーザー目線でこういう仕組みを設定していくのがよりよい方法だと考えております。現在、明和町ではまだその活動はしておりません。こういった改善により登録者数の増加も期待され、そして町の情報発信強化にもつながることから、こういったことも踏まえて随時見直しを進めていく必要はあるというふうには考えております。

デジタルトランスフォーメーション推進には、SNSなどの情報発信ツールの選定はもちろんですけれども、そのツールの使い方によって大きく変わると考えております。所管課である総務防災課だけでなく、町全体でこれらについて検討しながら、情報発信手法の改善を目指すことが必要だというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 課長、ありがとうございます。

町全体で考えるって素晴らしいですね、すごいです。住民さんへのホスピタリティのところの部分、住民さんをいかに本当に考えたところの部分に町全体でベクトルを合わせるというのは、すごくいいことだと思いますし、明るい役場になると思います。そんな明和町をよろしくお願いします。

最後なんですけれども、このところの部分の最後の質問です。

改正個人情報保護法に基づいて、集積したデジタルデータの安全性はどのように確保されていますか。お答えできる範囲でいいのでお答えください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 明和町におきましては、個人情報保護法の改正や総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインというものに従いまして、明和町情報セキュリティポリシーに関しても、適宜見直しを行っているところでございます。今回の個人情報保護法改

正によりましてデータの利活用が促進されますけれども、これに伴うセキュリティ対策としまして、明和町では以前からデータを集約するサーバーにつきましては庁舎内で管理せず、クラウドサービス等を利用し、セキュリティの高いデータセンター集約を行っております。

また、データセンターへの接続につきましては、専用線による閉域網での接続を行っており、データの安全性を確保しているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。データセンターにもものが集約されているということは、外部のところなので、そのセキュリティというのはすごくがちだと思うので、あとはもう使う側のこっち側サイドですよ。こっち側サイドのところの部分の個人情報が常に確認の下使っていただければ、その辺のところの部分の安全は担保できるのかなと今感じました。ありがとうございます。

今の生活のところの部分で、スマートフォンは必要不可欠になりました。60代の方が今9割方スマートフォンを持っています。そして、LINEは9割以上の方がやっています。力の入れるところとしては、町として力を入れていくところの一つとしては、分かりやすいのではないかと思います。このデジタルの中身は常に進化しますし、すごいスピードで動いています。なので、理解できてから物事を動かすというよりも、理解できている人間が動かして、そのところの部分に信用して動かして、常に改善して動かしていくところの部分が大事なのかなと思いました。住民の声に耳を傾けて、常にその声に変化をさせて、住民の満足度、関心度向上に取り組んでいただきたいと思います。

それでは2番目に、GIGAスクールについて質問させていただきます。

文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想について質問いたします。

明和町は、タブレット使用率が高いと聞きました。大変素晴らしいことであ

りますが、G I G Aスクール構想に対する明和町としての具体的な目的、背景、現状、問題点、対象、構想をお聞かせをお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） G I G Aスクール構想とは、義務教育段階にある全国の小学校、中学校におけるI C T環境を整備する中で、児童・生徒用のパソコン端末1人1台、そのパソコンをインターネット環境につなげるようにするための校内L A Nや無線L A Nなどの高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想でございます。

そういう中で、コロナ禍の中で、この事業は急速に本当に進められまして、本来であればこの4月、2023年度までを目標としておりました。それが、整備期間が2020年度に前倒しとなったところです。皆さん、本当にご承知だと思いますし、全くちょうどこの3年前のこの時期から学校休校が入りました。もうびっくりするような出来事でございます、この後すぐにオンライン授業、それから分散登校、そこらのことが叫ばれる中で、このG I G Aスクール構想がぴたっとはまったんじゃないかなと思っています。

今思い起こしてみますと、そのときにG I G Aスクール構想の中で、明和町は大丈夫なのかというふうなことで、いろいろ声をかけてくれたのは、ちょうど山本さんだったのかなって、私は記憶しています。何か手伝うことはないですかというふうなことでお電話をいただいて、そんな中で、何もできない、何をしたらええのかもさっぱり分からない状況の中で、とんちんかんな回答をしとったような気がしますが、そういう時期でございました。そんなときに、ちょうどG I G Aスクールの構想って、ちょうど20年度に整備が全て明和町のほうも当然完備いたしましたのでお伝えをさせていただきますけれども、その中で大きな目的としましては、やっぱり子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためのI C T環境の整備で、学校の教育課程に即した学習の質、効果の向上及び学習内容の定着、これがまずは目的です。

それから、現状としまして、2021年度からタブレット端末を活用した学習活動を行っています。例えば、調べ学習としての写真、動画の撮影や編集、学習支援ソフトの活用、そしてまたオンライン授業、ドリル教材等、また学習以外でもアンケート調査や健康観察、保護者と学校の連絡手段等にも活用しております。

その中で、やはり問題点ということで、課題といいますか問題点としましては、タブレットや附属品の修理について、有償ソフトの負担について、ICT支援員の配置について、それから機器の経年劣化やハード・ソフトの更新時の負担など、予算的なことが大きな心配事としてあります。中でも更新時の負担、国のやり方、あまり適切な言い方ではないんですけども、更新の際は、それぞれの自治体で負担というようなことにならないかなというようなことが心配でなりません。それですと、やっぱり地域間格差が当然のように出てきまして、弱小自治体では大変厳しいものになっていくのかなとは思っています。

あわせて、やっぱり小・中学校を含めた、高校もそうですけれども、公教育の格差拡大になるという心配が出てこようかなと思いますし、本当に財政的に大変な町におきましては、保護者負担も求めなければならないような事態にもならないのかなというふうなこと、大変危惧しております。

そのあたりが本当に心配で、ぜひとももう国には見捨てないでくださいよという思いでしっかりおりますので、皆さんでもしっかりとそこらは見守ってほしいなと思うところです。

それから、端末の配布につきましては、基本的には児童・生徒と教職員ということになっております。

今後の明和町としての構想になりますけれども、家庭学習での活用の推進、これを図り、先生方の教育実践、皆さん教育技術、そこにICTをベストミックスさせていくという形で学校活動、学習活動を充実させたい。そんなふうに思います。

タブレットを一つの文房具として、そしてまた道具として、状況に応じて有

効に活用できるようにしていく。そして誰一人取り残すことのないような学びが実現できるような学校現場を支援していきたいと考えております。

ただ、これを進めていく中で、学校教育も含めて、教育の世界でよく言われることで、不易流行という言葉がございます。常に言われるんですが、新しいものを求めていかなければ前には進めないとは思いますが、忘れてちゃいけないのは不易の部分、やっぱりアナログの部分といいますか、心の部分といいますか、やはり指導者と子どもたちの間に信頼関係がある中で、初めてそういうベストミックスが生まれるんじゃないかなというふうなことは思っておりますので、そのあたりも忘れずにしっかりやっていきたいと。それから、私のほうとしては見守っていかないかなと思っているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

これに対して再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 教育長、ありがとうございます。本当に懐かしいですね。ちょうど今から3年ぐらい前のときに何度か電話でやり取りさせていただいて、まだあの頃、教育長、ショートメールだって、LINEじゃなくて。長文のショートメールを送らせてもらった、そんな思い出があります。その中で、教育長が今タブレットを文房具と言ってもらうその一言というのは、もう間違いなくそうなると思うんですよ。今までの文房具というのは、鉛筆であったりだとか筆箱というものだったと思うんですけれども、これからの一つの文房具として、ICTのところの部分のタブレットというのは必須になってくると思います。それと、誰一人残すことのない、デジタルをミックスすることで、取り残されそうになっている子どもたちに、デジタルの世界というのは、必ずそこに対して一つの灯であったり明かりをつけることになるものと私は考えています。なので、こここのところの部分の課題であった経年劣化のところの部分ですね。それであったりとか、中身のソフトが更新されていくところの部分、このようなどころの部分に必ず町としては、そういうところの部分に予算を先につけて

いくところが多分必要になってくると思いますので、どのぐらいのスパンで物事が進んでいくのか、どのぐらいのところの部分で、タブレット自体が使えなくなってくるのか、そういうところの部分で踏まえて、しっかりとその辺のデータ取りをしていってもらえればと思います。

次に、G I G Aスクールから得るデータ活用は、教育レベルは必ず上がると思います。それに対してどのように考えているのか。教科書などもデジタルになると聞きますし、効率かつ幅広い授業教員の事務効率の軽減、教員間での情報共有などのメリットはあり、どんどん力を入れていってほしいことなのですが、現場の指揮を執る指導主事、教育課程であったり学習指導、生徒指導、教材、学校の編制やその他専門のところの部分の指導に関する職務であったり、それとまた、そこにG I G Aスクールを任されていく立場になる人だと思うんですけども、明和町はこの指導主事という人が1人しかいないんですけども、少なくないのかなと思うんですけども、その点について1つ聞きたいのと、もう一つ、このG I G Aスクールを進めていく中で、定着していくまでの間もどんどん進化すると思うんです。この進化する中に、G I G Aスクールのところに関しては、I C T支援員というのが派遣されるのか雇うのか分からないんですけども、I C T支援員というものがおられると思うんですけども、そこは足りているのか。教員などからの感想や要望はそれに対して聞こえているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） まず、指導主事についてなんですが、指導主事は都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員ということで、通常は公立学校の教員が充てられ、教育委員会に出向いたします。指導主事は教職員に對しまして、先ほど議員が言われましたですけども、教育課程、教科指導、生徒指導、学校組織の編制、それから人権教育、道徳教育、外国語教育、特別支援教育、I C T教育というふうに、非常に多種多様な分野の指導を行っております。

人数につきましては、近隣の多気郡、度会郡の5町は指導主事1名です。三重県内では、20市町が複数の指導主事を置いております。市は指導主事の数が多というような状況がございます。松阪市は16名の指導主事を置いて、生徒指導や教科指導、ICT担当と、それぞれ担当が置かれております。ですので、それぞれの取組はより充実するということになると思います。

この指導主事の各市町への配置なんですが、これは県が行います。指導主事の人件費は市町の負担となりますので、財政的な問題もあるのですが、やはり教育環境の充実を考えますと、明和町にも指導主事を複数置くということが望ましいと考えます。予算面も含めまして、指導主事の複数配置を県の教育委員会に要望していきたいと考えております。

GIGAスクール構想を進めるに当たっての町の課題の一つなんですが、これが先ほど教育長の答弁にもございましたが、予算でございます。1人1台端末やWi-Fi環境の整備など、スタート時には予算がかかりました。活用を進めていくにもやっぱり予算が必要になってきます。学びの充実のための有償の事業支援ソフト、それからドリル教材、インターネットフィルター等の消耗品、それから先ほど質問いただきましたICT支援員の配置、これが予算がかかります。現在、明和町では小・中学校7校を対象に2名の支援員を配置しております。これは、文部科学省の標準、4校当たり1人ということを目安にしております。

ICT支援員の業務内容は、端末やソフトウェア等の初期設定、年次更新、トラブル対応、それから教職員や児童・生徒へのソフトウェア使用法、プログラミングの支援、情報モラルの周知、ICTの効果的な活用のアドバイスなどがございます。

GIGAスクール構想のスタート時には、教職員のスキルアップのための数十回の研修会を行いました。その成果として、現在は全ての教職員が基本的なタブレットの活用スキルを身につけております。スタート2年目には、このICT支援員の業務が減るのではというふうにも思っておったんですが、実際に

は逆で、学校のICT化が加速しまして、学力調査のCBT化、また文科省の実証事業によるデジタル教科書の一部導入というようなこともありまして、端末の活用の幅は広がり続けております。ですので、ICT支援員の配置は今後とも文科省の標準2名以上の配置が必要であると考えております。

あと、教職員の働き方改革が求められる中なんですけど、教職員はICT活用の利便性を確信し、よりよい学びを求め、日々研修しております。少しでも教職員が教育のみに力を注ぐことができるように、ICT環境を整えていく必要があると考えます。

各校の要望につきましては、ICT支援員から教育委員会に連絡がありまして、その都度対応をしております。それから、町全体の課題については、年3から4回の情報教育担当者会議、これを行いまして協議し、子どもの実態に合わせた環境整備を進めております。

○議長（奥山 幸洋） ちょっとお伝えします。町側の答弁時間が15分程度になっておりますので、ご了解ください。

答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本議員。

○9番（山本 章） ありがとうございます。教職員の方がICTの利便性を確信をもって研修しているというところの部分で、熱を持っていると聞くとやっぱりいいですね。そこにやっぱり、今度その熱を持って、動いていられている方がいるのに、現場のかじを切っていく指導主事は、絶対に今聞いている段階で少ないなと確信を持って思いました、今。それと、ICT支援員というのは必ず2名は絶対にやっぱり要りますよね。今からのところの部分の状況を聞いていても、これだけの課題をもって常に教育のところのレベルを上げるためには進めていく。それがある程度落ち着いたときには、常にアップデートしていくとか、データを一括でダウンロードしていく形が取れるまでのところの部分というのは、支援員を必ず置いて、そのところの部分として、教育者の

ところを支援していってもらわなければならない形が必要だと思いました。

そういった余裕を持った教育環境の構築は、この町の未来を担う子どもたちにとって必須だと思います。また、関心度向上面でも、Uターン、Iターン、Iターンというのは一般的にまちから明和町に来てもらう方です。Jターン、明和町以外のところの近隣市町から明和町に住みにくる方たち、そういう方をポイントとして考えたときに、まちの人口推移であったり定住者であったりとかというのを考えると、教育というキーワードは必ず重要なポイントになると思います。また、コミュニティスクールであったりとか、郷土愛学習、令和8年には小学校統合が、内容が盛りだくさんに今からあります。このあたりも含めて、どのように考えているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） コミュニティスクールや郷土愛の学習、そしてまた、小学校統合なども含めての教育環境の構築ということで、ご質問いただきました。

明和町の目指す「住みたい 住み続けたい 豊かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」、これを実現するため、そのような教育環境の構築は重要であると私どもも考えております。

本年度に、令和5年度から令和8年度までの4年間の明和町の教育行政を推進するための基本方針となる教育大綱を作成いたしました。この内容については、12月の教育厚生常任委員会、そして全員協議会でも報告させていただいたところですが、当教育大綱の重点政策として3本柱がございます。その1つは、コミュニティ・スクールの仕組みのある学校づくりを進めること、2つ目が、小中一貫教育を導入すること、それから3つ目が、郷土文化学習のカリキュラムを作成することを掲げております。まだネーミングはしっかり決めておりませんが、ふるさと明和科というふうな格好で総合学習の中でありましたり、明和に特化した教科も入れていきたいなというふうに考えておるところでございます。

コミュニティ・スクールによって、行政と学校、学校・地域が連携・協力して、未来を担う子どもたちがすくすくと成長できる教育環境の整備に取り組みます。開かれた学校づくり、まちづくりを進めていきます。

また、小中一貫教育の導入により、小学校から中学校への環境の変化に順応できないことによる小中ギャップをなくし、学びを継続することで心の安定、そしてまた学力向上を進め、子どもたちが自己肯定感を高められる教育環境を整備していきます。それがスムーズにいくよう具体的な策としましては、小学校高学年においては、教科担任制も含めたことを考えていきたいと考えておるところです。

これからの教育環境の整備は、子どもたちにとって大切なことであるとともに、子育てをされる保護者の方にとっても重要なことであると考えています。子育て世代がよりよい学校に通わせたいという思いで、町外の多くの方にも明和町の学校に通わせたいと思っていただくことにより、明和町への移住にもつながっていくのではないかなというふうに考えますし、明和はええ教育しとるぞというふうなことが広がって行って、この町に住んでもらえるようになったら、大変ありがたいと思っておるところでございます。

さらに、先ほども申し上げましたが、郷土学習をやはり充実させたいと思っています。郷土について深く学んで郷土を知ることで、ふるさとを大切に思う気持ち、誇りに思う気持ちを育みます。そうした郷土学習によって、明和町で育った子が大きくなり、そのまま明和町に住み続けたいという思いになったり、県外に進学しても就職では明和町に戻りたい、また、県外で就職して長い間生活しても、いずれこちらへ戻ってきたい、そういうふうに思えるような明和町にしていかなあかんと思いますし、子どもたちを育てていきたいなという思いでおるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 教育長、ありがとうございます。何か教育長の熱い思いには感動しますね。ありがとうございます。

今の話も聞いてやはり思うことが、余裕を持った教育環境が必要と感じますよね。統合していくこのタイミングは、しっかりと各地域の伝統文化を教育プログラムに組み込まれるときだと思うんです。この組み込まれるときに、慎重にかじを取りながら進めていかんと、各地域の伝統文化を受けて、その中に入れていく、各地域は小学校がなくなる、小学校がなくなって、そこの中からももとの地区であった自分らの地域がなくなること自体が、新しく統合される小学校というのはその責任を受けるところだと思うんです。なので、そういうところの部分としても余裕を持った教育が必ず必要になるのではと、すごく今、感じたことと、それと、今年の令和5年の中学校から小学校までの全校生徒で1,854人います。その子どものデータがICTの部分、GIGA教育というところの部分で、1,854人の子どもが個人個人のデータを持つことになります。この中で1人の指導主事で行っていくことは、不安でしかないんですね、こちらからのサイドから見ている感じだと。

その中で、先日、3日に町長の施政方針で、これからを担う子どもたちが将来に向かって夢と希望を育めるまち、皆様が安心して明和町に住み続けたいと思っていただけるまちということを言われていましたが、このような今の教育現場であったりだとか、そういう現状の課題をお聞きになって、町長はこの辺に関してはどうに思いますか、お聞かせください。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほどから教育長、課長が申し上げているとおりでありまして、明和町を維持・発展させていくためには、やはり人口を維持していきたいということで、今、いろいろな施策を打っております。その一番の重要な課題として、やはり子どもの子育てとか教育というのは、一番大事なところだというふうに思っています。

その中で、教育の部分については、子育てもそうなんですけれども、より安

心して安全なところで子どもたちに育てていただきたい、それと、より適正な規模での学びを実施していきたいということで、統合とかそういう形も進めてきたところでもあります。その中で、よりよい環境で子どもたちを育てるというのにこしたことはないと思っていますので、やはり人員の配置とかそういった部分は、必要な部分はやっていかなければならないと思っています。

ただ、その指導主事にしてもICTの支援にしても、例えば指導主事でも、市と町レベルでは非常に違うというのは聞いております。町の中でも、5町は2人体制を取っておるということで、あとの9町は1人だけですけれども、そういった形、ここら辺のところは1人なんですけれども、そういったところが少ないというのは思っておりますけれども、ただ予算も伴うことでもありますので、課長も答弁していましたがけれども、やはり人も含めて予算も含めて県とか国とかに要望していくべきことなのかなというふうに思います。その中で、実際どれぐらいの人が必要なのかと、1人では少ないとは思いますがけれども、予算の面とかいろいろ考えながら、余裕を持った教育というのを考えていくことによって、先生も余裕が出ますやろうし、そのことによって子どもにも余裕が出るんじゃないかというふうには思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

山本章議員。

○9番（山本 章） 町長、ありがとうございます。

新しい取組をどんどんしてもらっている町長なので、この辺の部分に関しては、一番大事と言ってもらえた教育なので、そこには本当に愛を持って前へ前へと進んで行ってほしいところです。行動してもらえれば、必ずそれに対しての見返りという言葉は悪いのかもしれませんが、それだけのものとして子どもたちへの担保がそれだけあれば、それと教育現場への安心という余裕の担保があれば、それだけ子どもたちの成長は必ずこの町にとっていいものになると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

その中で1つ、頭の良さとして今までならば、偏差値であったりだとかIQというのが頭の良さの一つの評価の指標になっていたと思うんですけども、今、そのこのところの部分では、幸せの幸福度は必ずもらえることはできないとよく言われます。必要なのは、非認知能力、社会性、感情コントロール、それともう一つが「エグゼクティブ・ファンクション」といまして、日本語で言うと実行能力であったりとか、チャレンジする気持ちであったりとか、そういうところの部分が一番これからのところの部分で大切になっていくだろうと。その中には、小学校の低学年までに、どのような生活環境、遊びでというところの部分を教育者が知った上で教育をしていってもらえると、この先を担う子どもたちは、この町をしっかりとこの先、守っていく人材になっていくのではないかと思いますので、その辺も踏まえて、これからもどうぞよろしくお願ひします。

そして、元に戻しますと、明和町の関心度は、様々なジャンルのところの部分、生活、観光、保健、福祉、教育とかいろいろなところにつながっていると思います。ただ分かることは、形だけつくっても無理なんです。なので、ホームページをつくりましたといったところで、ホームページをつくっても、別にそこにホームページがあっても誰も、そのホームページを見に来るのは明和町と調べた方がそこに入ってくるだけで、ただ待っているだけの一つの形になるんですよね。

なので、そういうのではなく、しっかりと、ホームページであったら誘導していくフックと言われるものが必要になります。それがLINEであったりとかSNSを使いながら、それと一緒にリアルな現状のところの部分、教育であったり健康推進というような住民さんのサービスがそういうような町の関心度を上げ、ホームページでものを調べる、そこに入ってくるという導線になっていくと思います。

そのためには、しっかりと計画とビジョンが必要になると思います。ホスピタリティとよく言われます。おもてなしの心です。来てよかった、住んで

よかった、働いてよかったなど、いろいろな目線で満足度を想像して、何パターンかのペルソナをつくって、しっかりと掘り下げていけばできることだと思います。義務的につくるのではなく、もっとプロセス、行動過程を楽しめるような、そのような環境を町長とかここにおられる執行部の皆さんがつくっていただいて、自主的で持続的な行政、そして明和町をこれから私たち議員も一緒につくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

3 番 田邊 ひとみ 議員

○議長（奥山 幸洋） 5番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「命と暮らしを守る町政を求める」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（3 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○3 番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。通告に従い、質問を行ってまいります。

新しい年度へと向かう今のこの時期、世の中もいろいろな変化により暮らしの在り方、いろいろな視点で新たにしていって、こういうことが求められております。いかによりよく、誰もが平等に安心して過ごしていくことができる社会をつくり上げていくことができるか、それが大きく問われております。それを問う問題点は多岐にわたり、様々な視点からのアプローチが求められると考えております。今回の質問でも、幾つかの視点から、明和町政がどのような取組

を進められていくのかお尋ねをしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをします。

岸田首相が、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月の連休明けに季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げると表明をいたしました。首相は平時の日本を取り戻す、このように主張されておりますけれども、変異株への警戒など感染状況はこれからも予断を許さない状況であると考えております。

5類への引下げに前のめりになることは、コロナが終わったとの誤ったメッセージを社会に広げて状況を悪化させる、そういう危険も感じております。せんだっても、私は、ツイッターでいろいろな方のアカウントをフォローしておるんですけども、特に医療関係の中で小児科のお医者さんのツイートの中で、小さい子どもさん、我が子がコロナの陽性の判定を受けたと。そうしたら、そのお母さまが「えー、まさかまだコロナってあるんですか」と、こういうような反応をされたと、こういうツイートを小児科の先生のツイートで見かけました。このように、世の中では、少し間違った認識で変な安心感を持って過ごされている、そういう方も実際にあるんだなということを改めて強く感じております。

そしてまた今回、5類への移行の際に医療の公費負担、これを段階的に見直す、こういう方針も聞こえてきております。医療費の負担が増えることによって検査が控えられたり、受診控え、こういうものが広がっていけば、患者の皆さんの命と健康に関わるだけでなく、感染拡大を抑制する上でも大きなマイナスになるのではないかと心配もしております。

こちら三重県におきましても、コロナの第8波のとき、大変な時期に補正予算をもっとやるのではないかと、こういう必要があるのではないかと日本共産党の議員が質問を行いましたところ、11月の補正で間に合うだろうとの回答があったようです。検査や受診が十分できているのかという問いに対しましては、

当時、第8波では無料検査の利用が減っている、こういう状況だったそうです。そして、県の回答で、皆さん、キットを自分で購入して検査をしているので、需要は満たされているのではないかと、こういう回答もあったそうです。ですけども、実態を伺っておりますと、多くの方がいろいろな事情で無料検査の周知不足等、これで無料検査のことを知らずに検査に行きつかなく、仕方なくキットを購入しているのではないかと、こういう話も伺われました。また、実際に無料検査のことを知らなかったという、そういう声も届いております。そういう中で、自宅療養を強いられて、必要な人が必要な医療を受けることができない、そういう状況が再び起こり得るようなことがあってはいけないと考えております。

ウイルスは、人間の政治的また経済的な都合に合わせて弱毒に変異して、そしてきれいさっぱり消えていくものではありません。今後の感染症の流行が不透明な時期での5類の移行となっております。幸い、こちら明和町でも、このしばらくの間、感染者の数はかなり減ってきておりまして、町民の皆さんからも、そろそろ安心やねと、そういう声も聞かれておりますけれども、そういう中で、人々の行動が緩和されて人と会う機会も増えてまいります。そういう時期だからこそ、改めて感染症予防策、これを考えていく必要があると考えております。

マスクの着用に関しましても、これからは個々の判断で行うことになっていくということでございますので、感染に対するハイリスクの方々への配慮、また、公共的な場所での感染症対策などいろいろ考えていかなければならないと思うんですけれども、今後、明和町ではどのようにされていくのか、どのようなお考えを持っておられるのか、これを答弁願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対する答弁を願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 新型コロナウイルスの関係でご質問いただきました。

新型コロナウイルス感染症は、5類に引き下げられるということにより、強制措置を伴うような特別な対策を取る必要がある感染症ではなくなり、季節性インフルエンザのように地域ごとに流行を繰り返す感染症の取扱いになります。過剰な感染予防対策は取る必要がない一方で、自分や家族、周りの人々などのリスクに応じて適切な感染対策は続けることが、自分や家族、周りの人にとって好ましいことであると考えております。

また、令和5年3月13日からは、マスクの着用についても大きな方針転換が行われます。現在は、距離が確保できていて会話をほとんどしない場合を除いて、屋内でのマスクの着用が推奨されておりますが、これからは、屋外はもちろん、屋内でも個人の判断でマスクを着用するかどうかを決めることができるようになります。

ただし、マスク着用が効果的な場面もまだまだあるというふうに考えております。国や県の指針に示されているとおり、効果的な場所、具体的には医療機関を受診するとき、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い人が多い高齢者施設などを訪問するとき、通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車するときなどには、感染対策としてマスク着用が効果的であるということ啓発していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

この3月13日はもうすぐなんですけれども、マスクの着用は個人の判断で行うという中で、国のほうの指針でも今、町長述べられましたように、感染リスクの高い方がいらっしゃる、感染で重症化される方がいる場所とか、ハイリスクの場所での着用というのはまだまだ推奨されるという中で、個々の判断という、そういう部分も大切にしていきたいと私も思っております。

また、マスクの着脱の中で、特に子どもさんとかご自身の意思でマスクをつ

けるつけないという、そういう判断もこれからすごい大切なことだと思っておりますので、そういう部分で逆にマスクを外さなければいけないというような圧力があってはいけないと思うんです。私自身もちょっと基礎疾患を持っておりますので、どうしても今後もマスクをしていかなければいけないような生活を強いられると言っては言葉が悪いんですけども、そういう人間もたくさんいるんだということをしっかりと教育の場でも、また社会的な周知の中でも出していただきたいと思えます。

そして、昨日ですかね、三重県のほうでも感染症対策のほうでの会議があって、それをちょっと私も話を聞かせてもらいましたら、コロナの感染症の療養で宿泊型の療養施設ですか、あれも当然のように縮小していくと、そういう中で、どうしても施設を管理するには人員も要りますし、そういう施設も要るということで、縮小されている中でどこかに集中されていくんであろうということが県のほうでも言っているという状況でした。

そうすると、明和町としては、大きな病院も少ないという中で、もしも今後、感染された方がそういうところ、自宅の療養であったり宿泊型の療養をされるときでも、やはり遠いところへ行かなければならないということは、なかなか困難を伴うということで、私たち日本共産党としては、宿泊型等療養施設をもう少し県内に分散してほしいという、そういう思いも持って県のほうにも伝えているんですけども、そういう部分も今後、感染症対策の動向をしっかりと見ていただいて、明和町からも住民の皆さんの声をしっかりと受け取っていただいて、そういう部分もしっかりと啓発なり、また上のほう、県・国にも声を上げて行っていただきたいと思えます。

また、海外のほうで再びコロナの動きが出てきているという状況もありますし、日本国内でもやはりそういうお医者さんの情報を見ていると、地域によっては少し増えてきている状況の地域もあるというのも聞いておりますので、そういう部分も情報をしっかりとキャッチしていただいて、感染症対策を引き続きしっかりとやっていただきたいと思えます。これは今後、国のほうの動き

もありますので、要望としてお願いをさせていただきたいと思います。

続きまして、質問を変えていきたいと思います。

本日3月8日は、「国際女性デー」ということでございます。本日も津のほうでいろいろなイベントとかもやっております。3月は女性支援、ジェンダー平等、こういうことが注目される時期でございますので、それに合わせての質問を行いたいと思います。

明和町で1月10日に行われました男女（みんな）の連絡会と議員による学習会、当日、私は所用で欠席いたしておりますけれども、後日、資料を読ませていただきました。そして、その資料の中に書いてあるアンコンシャス・バイアス、無意識の偏見というものなんですけれども、こういう項目にかねてから関心を持っておりましたので、とても注目してその部分を読ませていただきました。

そこで、アンコンシャス・バイアスの中でのジェンダー平等に係る部分、ジェンダー・ステレオタイプによるつくられた意識の改革について質問をしたいと思います。

このジェンダー・ステレオタイプとは、社会に広く浸透している男性と女性それぞれに対して人々が共有する固定的な思い込み、信念であったりイメージのことでございます。例えば男は仕事、女は家庭、男は理系であり、女は文系である、男性は青、女性は赤、こういう思い込みがジェンダー・ステレオタイプに当たります。

この数年でのジェンダー平等教育の浸透によりまして、社会の考え方も大きく変化はしてまいりました。ですが、まだまだ男性、女性という観念は、あらゆるところに存在をしております。それぞれの性として持っている能力を発揮することも大切であると考えますが、本来、個人に違いを求めるべき能力を妥当性もないまま機械的に性差に当てはめるということが、いまだに横行しているということは大きな問題だと考えます。

ある大学の教授が「女性ならゼミに即採用」とメールを送った案件がござい

ました。SNSで背の低い男性の人権について非常識な書き込みがあったなどの事例もございます。性格や容姿の固定的な思い込みは、自身のキャリアを決定する際にも大きな影響を与えてしまいます。ジェンダー・ステレオタイプから自身の属性を判断してしまい、自分自身で可能性を閉ざしてしまい、将来のキャリアの選択肢、これを制限してしまう可能性もございます。

さらに、ほかのステレオタイプと交差するジェンダー・ステレオタイプ、例えば障害を持った女性であったり、海外をルーツとする女性、また少数民族の女性などの特定の女性グループに属すると、社会の中で立場の弱い人と認識されてしまうなどの悪影響がある、こういう報告もございまして、基本的人権の侵害につながる可能性があります。

社会がまだまだジェンダー平等について理解を深められていない現状において、これまでも私は、一般質問で、学校教育等でジェンダー平等等の教育を進めていただきたいと提案も行ってまいりました。ですが、改めてお伺いをしたいと思います。

日本では、まだ多くの物や事を性別で区別しているのが現状でございます。今後は、社会的なアイデンティティを認識することが少ない日本の教育環境をもっと柔軟な環境にしていくこと、これが求められます。台湾やスイスなどのジェンダー平等教育の中で、ジェンダー・ステレオタイプを打ち破る取組がネットで紹介をされておりました。こういうものを参考にして、日本の教育でも子どもたちにジェンダー・ステレオタイプに対する関心を持たせて、何がステレオタイプに当たるのか、判断できる能力を育てる教育を進めていくべきと考えておりますので、お尋ねをします。

明和町でのこれからのジェンダー・ステレオタイプによるつくられた意識の改革についてどう取り組んでいくのか、行政、学校、地域、それぞれについてお考えをお示してください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 私からは、地域全般へ向けた周知等についてお

答えを申し上げます。

ジェンダー・ステレオタイプにつきましては、全ての世代の人々がこれまでの生活様式や慣習などで培われてきた性別による固定的な意識を今後、解消していくことが必要であると考えております。これは、人権問題全般にも言えることですが、固定化された意識や偏見を解消していくには、啓発の継続が重要と考えております。

その中で、ジェンダー・ステレオタイプへの対応につきましては、この3月に策定する第3次明和町男女共同参画基本計画で、分野別の施策として次のような目標を掲げております。

まず、基本目標の3の「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の中で、町民全般や地域において男女共同参画意識の醸成や地域における男女共同参画の推進といった目標を掲げております。具体的な施策としましては、例えば男女共同参画意識の醸成の中の理解を広げる取組の推進において、一人一人が理解を深められるような、多様な機会を通じた啓発活動や情報発信に取り組んでまいります。

また、地域における男女共同参画の促進では、地域づくりにおける男女共同参画の推進において、地域の課題を地域の男女が共同して解決できるような地域力の向上、及び男女（みんな）の連絡会との連携を通じてジェンダー意識の解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校現場におきましては、昔から制服や体操服、またランドセルの色、技術科と家庭科の授業や体育の実技の特定など、様々な分野でジェンダー・ステレオタイプはあったと思います。学校では、そうしたジェンダー・ステレオタイプの意識改革への取組を続けております。

明和町の小中学校では、LGBTQの団体と協働で学級ごとに学習をしたり、授業参観等で保護者も参加して共に学習するなどの取組をしております。例えば明星小学校におきましては、本年度、ジェンダー・ステレオタイプの授業を

し、全職員や県の指導主事も参加しまして研修を行うなどの取組もいたしました。

また、明和中学校におきましては、以前にもお伝えしましたが、令和5年4月より、ブレザータイプの新しい制服を導入し、下はスラックス、スカート、どちらを着用してもよいというような、男女を問わず制服選択の幅を広げられるような対応をしております。

学校現場において、ジェンダー・ステレオタイプは改革されてきておりますが、やはり長年にわたって日本人の意識に根づいてきているものもあり、気づかないところで残っていることも多いと思います。人間としての根幹を形成する時期、人格形成の時期であります学校教育におきまして、ジェンダー・ステレオタイプの意識改革や人権教育に今後もしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきました。

地域全般の答弁のほうでは、第3次明和町男女共同参画の基本計画、こちらの中で私もちょっと資料のほうを読ませていただきまして、基本目標の3番目に全ての世代における男女共同参画意識の醸成と、そういうものを据えておられてしっかりと取組をされると、そういう姿勢、私もそれは読ませていただきました。

そういう中で、やはり地域の中には、私も還暦を過ぎるこういう年齢、やはり年齢を重ねてくる中で積み重ねられたそういう偏見とか思い込みというのは、現実としてございます。それを今後どうしていくかというのは、本当に大きな課題やと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思ひますし、私自身も現実として、こうやって質問して言っているんですけども、気持ちの中にはいろいろなものがございます。そういうものをどのようにして方向を

変えていくか、そしてどういうふうに育てていくかという、これは幾つになっても課題やと思っておりますので、これもやっていきたいと思っております。

また、学校教育のほうの答弁もいただきました。

様々な取組、学校ごとでのいろいろな取組とかもやられているということ、そういう団体等との学習会等もされているということを知り、本当に安心しております。

また、中学校の制服、前にも質問でお伺いをして、そういうブレザータイプのでいろいろ選択ができるということは5年度からですかね、新しくなるということで、それを実際、これから子どもさんが着用されてどのように感じていられるのか、そういう部分もしっかりと受け止めていただいて、また、よその自治体とかを聞いていますと、どんな子どもさんでも着られるようなキュロットタイプとか、そういうのを採用しているというところもあると聞いておりますので、そういうのはやはり実際、現場にいる子どもさんであったり先生方の意見というのをしっかり聞いていただいて、これからはいろいろな方向で見直していただけたらなと思います。

成長していく中で、どんどんこういう新しい思いでしっかりとした平等な思いという、人権意識を育てていただくのは、本当に大切なことだと考えておりますので、ぜひともこれから学校教育、また社会教育、そういう部分での取組を進めていただきたいと思います。これからの大きな問題だと考えております。

そして、このことに関しまして、女性の社会進出に関する質問を続けて行いたいと思います。

クォーター制度という仕組みがございます。このクォーター制度は、組織における女性比率、これを指定することによって女性の参加を促している取組の一つで、男女間の格差の是正を目的として、ノルウェーを発祥として導入が今、広がっております。

こちら明和町議会においても、改選において女性議員の人数が増えました。

とてもよい傾向だと私は考えております。そして、これを機に、明和町における女性の社会参加の機会がどんどんと増えていくこと、こちらを期待しております。

そして、現状として、日本における女性の社会参加の割合、これはまだまだ低いというのが現状となっております、課題ともなっております。今後、それをどうやって改善していくかを考える必要がございます。女性の社会進出を増やしていく、また、性の多様性の視点から考えますと、多様な性を持つ人の社会参加、こちらを視点に入れた社会進出の機会を増やすこと、これも求められてまいります。

そこで、お伺いをいたします。役場や附属機関の人事につきまして、女性の参加、また多様な性を持つ人の参加など、今後どのような考えで取り組まれていくのか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 人事につきましてでございますけれども、まず、職員採用に当たっては、以前より性別を理由とする制限等は行っておりません。直近の実績でございますが、過去5年の事務職員における女性の採用割合は40%となっており、全職種であれば55%超えとなっている状況でございます。

また、女性職員の役職登用につきましては、個人それぞれに役職に就くことに対する考え、意思がございます。そのような中で、今年度から昇任試験を実施しており、意欲や能力のある優秀な人材を性別を問わず登用するよう取り組んでいるところでございまして、女性職員が積極的に受験する機運を醸成する環境づくりが人事の取組として求められているものと考えております。

それから、LGBTQ+層の割合につきましては、人口の8.9%とされております。11人に1人という計算になります。このことから、こういうLGBTQ+層にも配慮した人事を心がけていく必要があると考えている状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。

明和町では約半数近くの女性が活躍をされていると、こういうような答弁もいただきましたし、今後、役職の登用に関しましては、個人の意思を尊重して環境づくり、また採用試験等を行っていかれるということも伺いました。

また、LGBTQ+、こういう方々の11人に1人という割合という、明和町でも今表立って見えていないにしても、これからはきちんと意思を表明されている方もたくさん出てこられると思うんです。そういう方のそういう働く場のチャンスというのは、しっかりとつくっていただく必要があると思います。それには、やはり環境づくりですね、東京のどこかの区では子どもさんを連れての出勤を実験的にやっているところ、この前、テレビで報道していて見たので、東京だったか愛知だったかどこかで、愛知、豊明でしたかね、子どもさんを職員が職場の横に座らせて、ちょっと一時的に仕事してみると、そういうようなトライをしているというのもニュースで見えておりましたので、そういう部分の情報なんかもしっかりと捉えていただいて、女性が働きやすい環境、同時に男性もそうです、男性が子どもを連れて、子育てにしてみれば子どもさんを連れて登庁して仕事するというのも、将来的にはひょっとしたら考えられるかもしれませんが、そういう部分、それだけには固定しませんけれども、いろいろな部分で誰もが働きやすい環境づくりというものを、今後の明和町のまた一つ課題というか、視点としてやっていただきたいと思います。これは私からの要望として言っておきます。

そして、女性や多様な性を持つ人の社会参加が注目されている時代ではございますけれども、当然、先ほども言いましたが、男性の方々もしっかりとその人の生き方を尊重される社会であることが求められております。家庭内や地域、学校、職場等で様々な場面でこれが求められているんでありますけれども、現実にはいろいろな場所でのハラスメント、これが存在をして対応に苦慮すると

いう話も多く耳にしております。

そこで、今回は、東京の杉並区の「ハラスメントゼロ宣言」、これに関してお伺いしたいと思います。

2022年の11月に、東京都杉並区の岸本区長が記者会見を行って、区役所におけるハラスメントの根絶に向けた「ハラスメントゼロ宣言」、こういうものを発表して、「難しい問題だが、一步一步進めたい」と語っておられました。

この杉並区では、ハラスメントの実態を把握するために、今年初めて非正規職員を含む全職員にアンケート調査を実施して、6,000人の職員の中のアンケートで2,701人から回答があり、過去3年の間に「ハラスメントを受けたことがある」「目撃したことがある」と答えた職員が、いずれの回答全体の15%を超えたと、こういう報告が出されております。

これに対しまして、杉並区の区長は「ハラスメントは個人を傷つけるだけではなく、様々な面で大きな損失を起こす行為であり、絶対に見過ごせない」と強調されました。専門家や職員団体と連携して具体的な取組を検討するとともに、個別の事案でハラスメントが改善しない場合は、弁護士などの助けを得ながら、ハラスメントを行った本人の人事評価への反映や人事異動なども行う、このような宣言をされております。

こちら明和町におかれましても、ハラスメントの問題は様々な存在するものであり、その解決は難しいものである、このように推測されます。これまでも職場内での問題に関し、解決に向けて様々な角度で取り組まれている、そういう様子はほかの議員さんの一般質問等を聞かせていただきましてうかがい知ることでもできておるんですけれども、いま一度しっかりとした決意で取組を行っていただきたい、そういう思いから、杉並区と同様にハラスメントゼロ宣言、こういうものを出していただいて、精力的に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 町では、毎月1回、衛生委員会を開催しまして、

職場環境におけるあらゆる問題点について情報共有や必要に応じた対策を検討しております。その中で、職員間の問題などにおいて、対応が必要ではないかと懸念される事案を把握した場合には、関係職員などと面談を行い、対応方法の助言や指導など必要な対策を取っております。

なお、現在、明和町ハラスメント防止要綱策定も進めております。この要綱は、全ての職員が個人としての尊厳を尊重される働きやすい職場環境を確立し、職員の利益の保護と公務能率の向上を図るため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を定めているものでございます。

改めて杉並区のような宣言をせずとも、申しあげました取組を現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、明和町でハラスメントに関する要綱の策定中と、このような答弁をいただきました。良い動きだと考えます。

どうしてもハラスメントということは、デリケートな部分がございます。また、被害者だけではなく、加害者の方の人権というもの、両方併せ持ってきちんと扱っていかねばいけないことだと思っておりますので、しっかりと丁寧な対応をしていただきたいと思います。こちらは要望として言わせていただきます。

続きまして、ちょっと方向の違う質問に入ります。

消費税インボイス制度への認識・対応についてお伺いをしたいと思います。

国は、令和5年10月に消費税のインボイス制度の実施、これを予定しております。これにより大変広範囲の方々への影響があるとされておりまして。今まで1,000万円以下の売上げしかなく、免税事業者と言われた人たち、そして、フリーランスの人たち、また、実態は給与と考えられるものを報酬として受け取っているの方々など、広範囲の方々へに直接影響があつて、特に今まで免税業者だった方が課税業者とならざるを得なくなつたり、そうなると、消費税の申告

納税が必要になる、こういう影響が起きると言われております。

この制度が始まることによって、明和町のいろいろな会計にも影響が出るのではないかと考えておりますけれども、こちらはいかがでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） このインボイス制度につきましては、本年10月から制度が実施されることになっております。

消費税には、仕入税額控除という仕組みがございます。その消費税は、物品やサービスを購入する消費者が負担しますが、それをまとめて申告して納付するのは、物品やサービスを販売する事業者であり、一般に事業者は物品等を販売するために、他の事業者から物品等を仕入れることとなります。事業者が販売で受け取った消費税を申告するに当たっては、物品やサービスの販売等に係る消費税額から他の事業者からの仕入れ等に係る消費税を差し引いて計算しており、この仕入れ等に係る消費税額を差し引くことが仕入税額控除でございます。

10月以降は、原則、仕入税額控除にインボイスが必要となります。このインボイスを交付するには、適格請求書発行事業者として一般会計と特別会計、それぞれで税務署への登録が必要でございます。特別会計が複数ある場合は特別会計ごとに申請が必要となっており、明和町においては、一般会計はもう既に登録済み、水道事業会計、下水道事業会計が登録申請する予定でございます。

自治体の一般会計は、消費税の申告義務がございませんので、仕入税額控除を利用することはありませんが、課税事業者の特別会計や企業会計は消費税の申告納税義務があり、また、事業を実施するに当たって他の事業者から商品やサービスを仕入れるため、仕入税額控除を適用できることとなります。課税事業者は、仕入先の事業者から受領したインボイスを保管し、制度に沿った仕入税額控除の計算を実施して消費税を申告することとなります。このように、インボイス制度を運用するためには、インボイスの交付と写しの保管、インボイ

スの受領と保管、制度に沿った仕入税額控除の計算といった機能をシステムに実装する必要があります。

自治体で改修が必要なシステムは、一般会計では財務会計システムで対応が必要であり、新年度に対応する予定でございます。そして、下水道事業会計では、令和3年度に会計システムの導入を行った際に、インボイスのアップデート対応のシステムを既に導入しております。また、水道事業会計の会計システムについては、令和5年度当初予算にインボイス対応のシステム改修費を計上しているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございます。

明和町の行政のシステムの中で、一般会計に関しましてはこのインボイスの影響というのは少ないということなんですけれども、特別会計のほうではやはりやっていかなければいけない、また、登録の取引の業者によっては、そういう領収書をやらなければいけないということで、明和町が登録の事業者にもなっていると、そういうことの答弁でございました。

また、それに合わせてシステムの改修、これも当然必要になってくると思います。一般の小さな事業者さんでも領収書の仕様を変えたりとかしなければいけないということで、そういうものの業務にお金がかかっている、そういう準備のためのそういうお金がかかっていると、そういう現状がございます。当然、明和町でもそういうことに対しての費用がかかっていると、そういう答弁であったと私は受け取っております。

続きまして、今まで課税売上げが1,000万円以下の事業者は免税できるとされて、ほとんどの事業者は免税業者となってきておりましたが、ですが、これからは1,000万円以下の売上事業者でも、取引先との関係でインボイスの発行事業者とならなければ取引ができなくなるということで、インボイスの発行事

業者とならざるを得ないケース、これが増えると想定されております。

そうしなければ、取引から排除されてしまいます。したがって、自動的にそういう方は課税業者となられます。今、全国で500万件の免税事業者がいると言われております。そのほとんどが課税事業者になると、こういう予想もされております。

そこでお尋ねをします。明和町では、そのような事業者がどれだけいらっしゃるのか。税金の申告等により件数が分かると思うんですけども、分かりましたら答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 明和町における免税事業者についてでございますが、1,000万円以下の売上事業者を対象といたした場合、個人事業者につきましては、令和3年分の申告状況から営業収入のある方については931人で、そのうち1,000万円以下の方につきましては700人です。この数字は、対象者数の目安としてご理解いただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 今、対象の方は700名ほどいらっしゃるということを答弁いただきました。

ある自治体でこのインボイスの制度の登録がない業者に対して、工事の受注ができなくなるという通知を出してしましまして、年間売上高1,000万円以下の事業者を入札などの公共調達から排除する、こういう姿勢を示してしまい、これが問題となって後にその文言を削除するという、こういう事例がございました。

インボイス制度によって免税業者が入札や公契約から排除されてしまうことに対して、全国の中小業者を支援する団体から、インボイス制度による公共工事・公共調達から小規模事業者を切り捨てる行為は許されない、また、小規模

企業振興基本法・条例の精神に反するものであるとの指摘、そして批判、これが行われております。

そしてまた、先ほどの答弁のように明和町にも700人ほどの免税業者、個人のそういう方がいらっしゃるということで、地元で頑張っている業者さんの中には、これまで明和町と取引をされてこられた方、こういう方がいらっしゃるのではないかと私は考えております。また、これから新たに事業を興して、町の公的な事業に関わっていきたくと希望される事業者さんも出てくるのではないかと、こういうことも考えられます。

ここで1つ確認をさせていただきます。売上げが1,000万円以下の事業者との今後の取引に関して、インボイス制度が始まりましたら、インボイスを出しなさいと、こういうことになりますので、それが出せないということになれば、取引はもうできない、こういう考えでよろしいのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 町が取引を行う業者に免税事業者であった場合の対応についてでございますが、先ほどまちづくり戦略課長の答弁にもございましたように、一般会計に係る業務を行う事業につきましては、売上税額と仕入税額を同額とみなす特例が設けられているため、消費税の申告義務はありません。そのため、取引事業者が免税事業者であっても、適格請求書（インボイス）を求めることはございません。

ただし、上水、下水道事業会計につきましては、従前から消費税課税事業者でありまして、これまでどおり適正な消費税額の計算が求められることから、取引先の事業者には適格請求書（インボイス）を求めていくことになると思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきましたけれども、税法上の決まりでございますので、これは当然のことであると、確認を取らせていただきましたということですので。

やはりインボイスを発行できなければ、取引から排除されてしまう業者が生まれるかもしれないということでございます。もし仕事を続けようとするならば、インボイスを発行しなければならない、課税業者にならなければいけないと、厳しい選択を迫られることになると思います。

今、コロナ禍で大変厳しい状況になっている中で、中小業者の実態を考えると、インボイス制度の実施、これは中止するか延期をするべきではないかと私は考えております。また、先ほどから何度も言っていますけれども、フリーランスの方も事業者となりますし、ひとり親家庭とかそういうところでパートのような形で働いているような方なんか、お給料としてもらっているんですけども、事業者のほうで源泉を払わなくていいとか、いろいろなことがあって元請がそういうことをやっていないと、そういう場合にはそういう方々もフリーランスということになっていきますので、そういう方たちが自分には関係ないやと思っていて、いざ制度が始まったときに、私も関係あるんかと、そういうようなびっくりされるケースも出てくるのではないかと心配しております。

そのような方々が制度が始まったときに困ったことにならないように、しっかりと制度の説明がされること、また相談体制、支援体制を準備して対応することが必要と考えておりますけれども、この点何か具体的な対策を考えていらっしゃるでしょうか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） インボイス制度につきましては、国が進める制度で、税務署において説明会等を開催し、制度の周知・相談を行っていただいております。

町といたしましても、この制度の導入に当たり、事業者への制度の周知が必要と考え、税務署と連携し、税務署が開催する説明会の日程等を町広報紙で周

知したり、税務署からの制度周知チラシを自治会で回覧していただいたり、制度のチラシを窓口や申告会場に備え付け、周知を図っております。また、産業振興課を通じ、商工会とも連携する中で、商工会におきましても、セミナーの開催や税理士による相談会なども行っていただいております。

今後、引き続き関係機関と連携し、様々な機会も捉える中で制度周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 現在、事業をされている方というのは、いろいろなことでこの情報は入ってきていると思うんですけども、先ほども言われましたように、気づいていない、本当に個人でやられている方や自分は関係ないやと思っている方、実際にこれは10月以降、出てくると思うので、そういう部分に関して相談とかあったときには、しっかりと相談に乗ってあげていただきたいと思っております。こちらも要望とさせていただきます。

もう一点、地元で働く人という視点で、シルバー人材センターへのインボイスの影響についてお伺いをしたいと思います。

この原則60歳以上の人に働く場所を提供するシルバー人材センターは、現在、免税事業者である会員に支払う配分金に含まれる消費税分については、仕入税額控除が認められているため納税する必要はございませんけれども、制度の導入に伴い、個人事業者である会員は新たに課税事業者となり、インボイスを発行しない限り、センターは仕入税額控除を認められないために会員への配分金に含まれる消費税相当分の納税を要するというようになってまいります。

公営社団法人であるシルバー人材センターは、収支相償の原則により運用されておるために、新たな税負担に対するための財源はなくて、インボイス制度導入の与える影響は大きいものと考えられております。このことを回避するために、政府としてはセンターと会員が契約を結ぶ現行の形を変えて会員が自主

的に結ぶ形態に変更する、こういう方針も考えているということも聞いておりますけれども、それだとシルバー人材センター自体は消費税の負担軽減されま
すけれども、会員の皆さんが課税業者にならざるを得なくなるとこういうこと
もございます。

また、新たな税負担を理由に仕事の発注者が会員との契約を敬遠するのでは
ないかと、こういう問題点も指摘されております。また、会員の皆さんが課税
事業者として登録して、消費税を納税することによって会員の皆さん自身が帳
簿を作成するなどの事務処理をしなければならなくなったり、大きな負担も見
込まれております。また、請負契約となる発注者と会員との契約で、どこまで
の業務と責任が発生しているのかも不透明なままでございます。

また、国の通知によりますと制度の導入後も会員の皆さん引き続き免税事業
者として就業するケースも多いのではないかと、こういう想定もされておしまし
て、その場合インボイスの発行ができないという状況にもなります。そうなっ
た場合の税負担はどうなるかという問題もまだ残されておりますので、就労形
態について会員が大変困った状況に追い込まれると、こういうことも予想され
ますので、それに対して行政としてどのように考えておられるのか、どう対応
されていくのか、答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） シルバー人材センターへのインボイスの影響
についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりインボイス制度の導入に伴い、現行の形を取るなら
シルバー人材センターの税負担が大きくなりますし、仕事の発注者と会員が直
接契約する形に変更すると会員が課税事業者となり、新たな経済的負担にな
ると認識しております。

シルバー人材センターは、働く意欲を持った健康な高齢者の就業の機会を確
保し、元気に働くことによる社会参加と生きがいを目的として設立され
ています。こういった目的のため、インボイス制度の開始によってセンターの

会員減少や業務受注件数の減少といったことは避けなければなりません。

現時点では、インボイス制度の施行される令和5年10月以降もセンターの会員の手取り額が減少することのないよう、またセンターの事業が支障なく継続できるように事務局の協議内容を見守っていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。

シルバー人材センター自体も各地の団体が除外の特例措置に向けての草の根運動展開もしておりますし、三重県の連合会の対応策などいろいろと国に求めていくようでございますけれども、今後の状況が分からない、そういう中で先ほど北岡議員の質問にもありましたけれども、シルバー人材センターさんがこれから社会にいろいろと担っていく、貢献していく、そういう範囲も多く広がっていくと思います。そういう中で高齢者の皆さんが安心して働けるようなそういう団体になるということをお願いしていきたいと思っておりますので、しっかりと見守っていただいて、アドバイスもしていただきたいと思っております。

最後に、平和の問題について質問を行います。

この3月15日から17日まで千葉の幕張メッセで武器の見本市、これが開催されます。建前では、防衛装備品の展示会だとされていますが、実態は武器の見本市でございます。

2019年に開催されたときの会場内で配布された公式ガイドブックには、近年の日本国憲法の一部改正に伴い軍備拡大、自衛隊の海外派遣、日本の防衛産業のより積極的な海外展開が可能になったとこういう記述もございました。日本国憲法は改正などされていないにも関わらず、憲法9条が改悪をされ、日本が戦争できる国になったと解釈できるこの記述は見過ごせるものではございません。

今年開催では既に防衛省、防衛装備庁、海上保安庁、外務省、経済産業省が

後援も決めております。日本の政府が武器見本市に後援を出すことは、平和憲法に反すると考えます。

そこでお尋ねをします。

日本の軍事企業が武器の売買を行うことについて、明和町のお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 民間企業の売買について、私の立場でコメントする立場にはないというふうに感じております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。

公的な立場で民間企業の売買ということに関してはコメントができない、このように受け取らせていただきます。

ですけれども、これ今国の防衛ということで国会のほうでも大きく論議されておりまして、住民の安全、平和、戦争防止、そういう部分に関しまして行政としてもしっかりと対応していく、これが必要だと思っておりますので、しっかりと情報を得ていただきたいと思います。

国の軍事費もどんどん増えていくと、2027年までに43兆円を超える計画をしていると、そういう中で今のその予算を確保するために子育て支援であったりとかそういうものを減らしていく、そういう部分も聞こえてきておりますので、そういう部分をしっかりと見ていただきたいと思います。

人を、命を守る、これが行政のやる最大の使命だと私は考えておりますので、これは基本であるということは忘れてはいけないと、このことを申し添えておきます。

続きまして、明野の自衛隊駐屯基地へのオスプレイ飛来についてお伺いをいたします。

今年の1月に防衛相の東海防衛支局は陸上自衛隊のV22オスプレイの今後の運用についてという通知を出しまして、それによって1月23日に木更津から自衛隊のオスプレイが明野駐屯地に飛来をいたしました。さらに通知によると明野駐屯地においても年間数回程度の飛行を見込んでおりと書かれておりまして、明野駐屯地の継続使用、これを示唆しております。

このオスプレイ、事故が相次いでおり、去年は米軍自らがオスプレイの全機の地上待機を命じております。そして、その原因も明らかにされないまま飛行が再開もされております。いつ事故が起きるかも分からないオスプレイが住民の頭の上を飛んでいくことに対して大きな不安を抱える人がたくさんいらっしゃいます。

また、操縦をされる自衛官が事故に巻き込まれるのではないかと、そういう心配もしております。事故が起きてからでは取返しがつきませんので、事故が起きる前にオスプレイの明野への飛行を止める、明野駐屯地がオスプレイの常駐地とならないよう明和町として声をあげていただきたいと考えております。

答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 田邊議員が申されましたとおり、令和5年1月23日を初日として、千葉県の木更津駐屯地から明野駐屯地への航法訓練や明野駐屯地での離着陸訓練が開始されております。

この件につきましては、東海防衛支局から訓練の実行について事前に説明を受けましたが、明和町の上空は飛ばないということを確認し、また計画変更などがある場合は必ず事前に説明を行うことと、安全対策、騒音対策について十分な配慮をするよう申入れをさせていただいております。

なお、オスプレイの明野駐屯地の飛来をやめさせることや、明野駐屯地がオスプレイの常駐地とならないよう声を上げるということは国防に関わることであり、一自治体の立場で意見を言うことではないと考えております。

明野駐屯地は伊勢市にあり、声をあげていくとするのであれば明野駐屯地が

所在する伊勢市をはじめ関係市町と連携をして足並みをそろえた対応を取って
いかなければならないというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 1月の飛来に対しまして情報を得て、もしも何かあり
ましたらまた連絡をするということを今答弁でいただいたんですけれども、で
は、2月8日の日に明野駐屯地にまたオスプレイが飛来をしたということも聞
いているんですけれども、この情報というのは明和町、前もって得られていら
っしゃるでしょうか。ちょっと答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 私どもが説明を受けましたのは、1月23日を初日
として定期的に訓練を行うということで、詳しい日程までは受けてはいない状
況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 防衛省としましては、今後は事前にはそういうオスプ
レイの飛来は通知をしないと、こういう回答が私たちは受け取っております。
ですから、これから定期的にいつオスプレイ、特に自衛隊のオスプレイとい
うこともあるので、これからはいつ明野にやっても私たちへは知らせない、
知らせてもらえないとそういう状況になっているということを私たちも聞いて
おります。

そういう中で、万が一何か事故があったりとかそういうしたときには、本当
にどうするんだということも私たちは心配しております。そして、2月7日の
新聞報道ではやはりオスプレイのクラッチの不具合が起きている根本的原因と
いうのは特定できていない、米軍としても万一あったときにはシミュレーター
で何とかその危険を回避するためのそういう練習をやっているんですけれども、

そういうことをやっているということはやはり不安があるということ、それがあるんだということで私たちは住民として明和町には住民の安全を守るための措置は今後ともしっかりやっていただきたいと、このことも要望をしておきます。

そして今もう時間がございませぬけれども、国は今自衛隊の基地が核攻撃をされたりとか、化学兵器の攻撃をされるための対応としてそれを整備をし直すということで、地下に埋めるとかそんなんで三重県でも明野の自衛隊基地もそういう有事に際しての整備計画の中に入っていると、こういう報道もされております。これ大変気になるニュースです。隣の町といえども明和町も絶対何かあれば影響があるということは分かっておりますので、これからも注目していくことが必要であるということもこの場所で申し述べさせていただきたいと思っております。

私たち日本共産党はこれまで反戦平和、国民主権、生活擁護の立場を貫いてまいりました。今日本は先ほども述べましたように、戦争と平和をめぐる戦後最大の岐路にあると考えております。再び戦争の傘下を招く岸田政権の戦争国家づくり、絶対に許してはいけないと考えております。

そしてまたインボイスの問題、日本の税務行政は業者を倒産に追い込む差押えなどの人権無視のやり方で納税者の権利、これを著しく侵害していると考えております。

また、ジェンダー平等、多様な生き方や個人の尊厳を否定する差別と偏見に満ちた暴言、これが政権の中枢からも発せられるということも起きております。

そういう中で、誰もが安心して暮らせる明和町をつくっていくために、これからは行政にはしっかりと取り組んでいただきたい、このことを最後に述べさせていただきます、質問を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 異議なしと認めます。

よって、3時10分まで休憩いたします。

(午後 3時 02分)

(午後 3時 10分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 瀬田 萌 議員

○議長(奥山 幸洋) 6番通告者は、瀬田萌議員であります。

質問項目は、「子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちについて」の1点であります。

瀬田萌議員、登壇願います。

(10番 瀬田 萌議員 登壇)

○10番(瀬田 萌) 初めて登壇いたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うまちにつきまして一般質問を行います。

現行の第6次明和町総合計画には、子育てと教育面では行政と学校、家庭、地域が連携、協力して取り組み、未来を担う子どもたちがその権利を守られ、豊かな心と生きる力を育みながらすくすくと成長できる町をめざします。また、子どもを安心して生み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思う町をめざします、とあります。

また、第2期明和町子ども子育て支援事業計画に掲載されている町内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に実施されたニーズ調査の結果には、有効だと思える子育て支援策について、就学前児童、小学生ともに子育てしやすい住居、町の環境面での充実が最も多く、次いで仕事と家庭生活の両立支援が続いています、とあります。

その声を反映、実現していくために、私は安心して乳幼児を伴う外出ができる環境づくり、子育て世代の家事負担を軽減する取組を進めていく必要があると考えます。さきにお示しされました施政方針でも新たな子育て施策を検討していくとのお話がありましたが、改めて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 瀬田議員のほうから子育て施策の関係でご質問をいただきました。

少子化の進行、核家族化、人間関係の希薄化などにより子育ての孤立化と負担感が高まる中、子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世帯が住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを目指すため、当町においては子ども子育て支援事業計画などに基づき幼児教育保育の充実や、子育て支援の推進に取り組んできております。

これまでに親子の交流や子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる子育て支援センターを町内に4か所開設し、より近く、それから同じ場所ばかりでなく気分によっては場所を変えたりというふうにできるように、より利用しやすい施設となるよう充実を図ってきております。

また、就学前の施設について、親御さんが働いている、働いていないにかかわらず預けやすい環境をと考え、幼稚園、保育所についてこども園化を進めてきているとともに、それから子どもたちがより安全なところで集団教育・保育が受けられる環境とするため、統廃合や移転等を進めてきたところです。

小学校も同じような考え方で、より安全なところでよりよい人数での教育を考えた中で、移転、統合等の取組を進めてきたところであります。

ニーズ調査にあった、子育てしやすい住居、町の環境面での充実と仕事と家庭生活の両立支援を行っていくには、議員のおっしゃるように安心して乳幼児を伴う外出ができる環境づくりと、子育て世代の家事負担を軽減する取組というのは大切なことだというふうに思っております。

これらのことも含めまして、これからまた新たな子育て支援施策について検討をしていきたいと考えているところであります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

町長も大切だと思われている旨、お話いただきましたので、それではまず安心して乳幼児を伴う外出ができる環境づくりについて現状の確認をさせていただきたいと思えます。

公共施設、特に住民の方が利用される本庁舎や中央公民館、保健福祉センター、図書館、コミュニティセンター、児童センター、町内外の交流の方の拠点や地域の顔ともなっていく観光施設や公園、参観日等で小さなごきょうだいのいる保護者の方の出入りがある小学校、これらにベビー休憩室、いわゆる授乳室が現状どのくらい設置されているのかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 当町の公共施設78施設におけるベビー休憩室、授乳室の設置の状況については、みょうじょうこども園のこあらに授乳室が1か所あるのみであります。ただ、児童センターや福祉センターなど子育て支援センターとなっているところについては、常用ではございませんがそのような部屋は確保させていただいております。またそのような需要があった場合には、部屋の用意をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

常用は78分の1か所のみということで、現状とても少なく、子育てしやすい環境面での充実には遠い印象を受けてしまいますが、第1期再編小学校等整備事業要求水準書の必要諸室リストには、地域開放用トイレ、授乳室と明記されていることから、整備を進める必要性は既に感じられていることと思います。

既存の小学校では、参観日等に希望があった際はどのように対応されているか。例えば、保健室等のスペースを貸出せる用意があるかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 授業参観等で保護者の方からおむつ交換や授乳できる場所の相談があった場合の対応についてですが、小学校におきましては保健室や会議室、学習ルーム、それから特別室等をそのときの使用状況に応じて提供をしております。

それから、中学校につきましては、そういった使用できる部屋での対応のほか、職員室前の多目的トイレのほうにおむつ交換用のベッドを設置しております。

現在のところ各学校にベビー休憩室や授乳室としての専用ルームはありませんが、学校において配慮を工夫することで安心して乳幼児を伴う外出ができる環境づくりをしていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

瀬田萌議員、再質問はございますか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） 今後コミュニティスクールの導入によって保護者の方の出入りが増えていくことが考えられますので、学校側も住民側もどちらも余計な負担が生じることをないよう丁寧な対応をお願いいたします。

観光施設については、一つもないとのことですが、昨年秋頃から史跡齋宮跡でイベントを実施されている団体はテントで仮設授乳室を用意され、実際に利用があったと伺っています。

伊賀市や名張市では、森林環境譲与税、みえ森と緑の県民税市町交付金を財源に県内産木材を使用した授乳室が造られていますが、今後の設置は検討されているか、計画をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 観光施設への授乳室設置の検討、計画についてですが、明和町においても来年度みえ森と緑の県民税市町交付金を活用いたしまして、三重県産の木材で作る環境に優しく簡単に組み立てられ、移動も可能なものの購入を考えております。

伊賀市や名張市が同交付金を活用いたしまして既に設置をしているような高価なものではありませんが、仮設の組立式ブースでいろいろな利用方法も考えられる製品を購入したいと考えております。当初に予算計上させていただいておりますので、お認めいただければまずは観光施設内やイベント時にベビー休憩室、授乳室等として利用していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

これから取り組んでいかれる旨答弁いただきました。

町外の方からも選ばれる地域であるために、新しいニーズに応える措置がすぐにとれるということは重要だと思います。ひとまず仮設のものということで、導入の際には安全面への最大限の配慮と今後に向けた検証もお願いいたします。

史跡外にも子育て世代が利用する公共施設、齋宮調整池のにぎわい広場や齋宮きららの森がありますが、齋宮調整池のにぎわい広場には多目的トイレがある一方、遊具の多い齋宮きららの森にはないことから、現地でのおむつ交換が困

難な点が利用を遠ざけたり、誘いづらさにつながっていると聞きます。

こちらのトイレは平成30年1月に寄贈されたものと伺っておりますが、ほかにスペースを設ける等の計画がありましたらお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 斎宮のきららの森につきましては、国営宮川用水二期事業という事業の中で斎宮池の拡張に伴いまして掘削残土の処分地としてできたもので、平成24年度農水省の東海農政局から総面積16.4ヘクタールの移管を受けさせていただいた施設でございます。

そのうち太陽光発電に7.3ヘクタール、こちらにつきましては民間に活用させていただいております。除いた9.1ヘクタールをきららの森として産業振興課、当課で管理をさせていただいております。

上段部分の芝生広場や、下段部分の遊歩道におきましては一般の方々がご利用していただく施設となっております。

現在は、主にきららの森の一部である芝生広場を利用していただく方が多く、遊具や砂場、芝生等で遊んだ後、手を洗う場所がないとのご意見をいただいたところございまして、来年、令和5年度におきましては、みえ森と緑の県民税、こちらを利活用させていただいて、手洗い場を設置したいと考えておまして、当初予算に予算のほうを計上させていただいているところでございます。

今後きららの森全体的の基本計画を検討する中では、地域住民の声もいただく中で観光部門とも協議を進め、多目的トイレについても整備課題の一つとして計画的に進めてたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

令和5年度で手洗い場の整備に着手される計画があるということですが、課長がおっしゃったように子育てしやすい環境面での充実に向けた需要の高まり

が予測される中で、将来像を見据えた上での整備にしていただければと思います。

今回は例として斎宮きららの森をあげましたが、それ以外の公共施設に当たっても安心して乳幼児を伴う外出ができる環境であるかという視点を今後取り入れていただきたいです。

続いて、子育て世代の家事負担を軽減する取組について、現状の確認からさせていただきます。

学校給食において、主食、おかず、牛乳がそろっているものを完全給食、主食が家庭から持参となっているものを補食給食と言うようですが、各小中学校が週どのくらい補食給食となっていて、週5日の完全給食が実現できていないのか、と、今後の計画をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食についてですが、議員が言われます補食給食は給食にパンまたは米飯がないおかずと牛乳等のみの給食の日ということで、いわゆる米飯持参の日ですが、週に2日、火曜日と金曜日に家から持参していただいております。

なお、食中毒等のことで心配な夏場の7月、9月は、週5日とも完全給食を実施しております。

この米飯を持参していただくという体制は、どうも1970年代後半ぐらいから始まったようです。それが現在も残っております。当時はパン食が主流で、米飯を取り入れていくにも炊飯設備がなく、家から持参となったと考えられます。現在もほとんどの学校が給食室に炊飯設備はなく、明和中学校と修正小学校のみ自校で炊飯できる設備が整っております。そのため、この2校を除く5校の米飯については、炊飯委託をしている状況です。米飯の持参は、家庭でのご負担があり、また夏場は食中毒等の関係がありますが、炊飯委託の部分も含めまして給食費は安くなります。

平成26年に以前のパン2日、米飯3日という形から、現在の米飯5日の形に

移行する際、保護者の皆さんにアンケート調査を行った経緯がございます。そのときの内容は、週5日米飯委託をするか、あるいは週2日は米飯持参で3日を委託と、その2択だったんですが、その質問に対して回答結果はほぼ同数でしたが、少し週2日持参という回答が多かったのが現在の仕組みになっております。

なお、この当時は明和中学校も修正小学校も炊飯設備はありませんでした。というような状況だったんですが、やはり家庭のご負担や食中毒等のことも考えますと、週5日とも完全給食に移行すべきというところであります。令和8年度開校の新小学校は、炊飯設備を備えた給食室の建設を計画しておりまして、その開校時までに齋宮小学校、明星小学校の給食室も整備を行いまして、令和8年度からは全校炊飯委託ではなくて、自校炊飯で週5日の完全給食を行うように予定をしております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） 現状、7月と9月を除き、全ての小中学校で週2日が補食給食で米飯持参、いわゆる白ご飯弁当が家庭からの持参となっていると答弁をいただきました。

1日当たりに要する時間は短いかもしれませんが、令和8年度を迎えるまでにまだ3年もあります。年間約190日給食があるとして、単純計算で週5日のうちの2日で76日、新4年生の子が卒業するまでに約200日、白ご飯弁当を持たせる必要が出てきます。

大事な朝の時間、町は何も考えてくれないと少しずつストレスを積み重ねられてしまうような時間にすることはなく、家庭で子どもたちと向き合ってもらえる時間にしていくため、可能なところから着手していただきたいと思うのですが、開始時期を令和8年度にそろえなくてはいけない理由がありましたらお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 令和8年度にそろえる理由なのですが、大淀小、上御糸小、下御糸小は、令和7年度をもって閉校になりますので、今炊飯設備を整備するのは非効率であるというふうに考えます。

齋宮小と明星小のみを先に整備することは可能ではありますが、やはり同じ町内の学校でありまして全小学校が時期を同じくして実施することが望ましいと考えておりまして、令和8年度に一斉に完全給食を開始するように計画をしております。

このことにつきましては、昨年9月に町内全校保護者様宛に通知をさせていただいたところであります。

なお、中学校につきましては、現在既に炊飯設備が設置されております。先ほど申し上げた町内統一ということで実施を見送ってきましたが、議員が言われますように令和8年度まで3年あるということを考えますと、この令和5年度の新入生が入学して卒業するまでということになりますので、小学校に先行して完全給食移行を検討したいというふうに考えます。

ただ、2日分の材料費が増えるため、給食費の値上げにも関係するというところから、アンケート等で保護者の皆さん等の意見等も伺いながら進めたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） これまで見送ってきたことであっても、今回保護者の皆さん等の意見を伺いながら進めたいと回答をいただき、とても心強く思います。ただ、給食のワゴンが通る環境の衛生面に幾ら気を遣ってもらっていても弁当は外を通ってきていて、夏場だけ対策を取るにしても昨今の気温や湿度の上昇は一概に何月から何月と言えるものではなく、先ほどの課長のお話にもありましたように、食中毒への心配は尽きないと思います。

また、通学路が伸びる子どもたちの持ち物を少なくすることは、登下校の安心安全にもつながってくると思いますので、小学校も完全給食にする時期を統一することが重要なのであれば、いずれ整備する2校は先に進めて自校炊飯、3校は夏場と同じ炊飯委託にするとか、材料費が補えるようにお米を集める方法を検討するとか、先に白ご飯弁当の持参がなくなった幼保の保護者の方から喜びの声が上がっている現状も踏まえ、あるべき姿が令和8年度に見えているのでしたら、待つ一方にならずにそのギャップを埋めていくこと、前向きに考えていただきたいと思います。ぜひ、アンケートのほうお願いいたします。

今回、安心して乳幼児を伴う外出ができる環境づくりと子育て世代の家事負担を軽減する取組について確認いたしました。

私は、地域おこし協力隊として活動してきた3年間とその前後でイベント等を通して子どもたちと接する機会をととても多くいただきました。その中で何度も感じたのは、そこに連れてきてくれた大人の方が笑顔になると子どもたちは嬉しいんだなということです。もちろん、子どもたち自身の安心安全にも注力する必要がありますが、周りの方の負担を軽減させる環境づくりが子どもたちの心にも大きな影響があることを念頭に、今後も計画を進めていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で瀬田萌議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時 34分)
